

# 第2次 いのち支える六戸町自殺対策行動計画

令和7年3月  
青森県六戸町



## はじめに

我が国における自殺者数は年々減少傾向にあるとはいえ、毎年多くの方が自殺によって命を亡くしております。自殺は、亡くなった方だけでなく、家族や周囲の人々にも大きな悲しみをもたらし、社会へ及ぼす影響もはかり知れないものです。

自殺の背景には、健康問題や経済・生活問題、人間関係など様々な問題が複雑に絡み合っているとされており、その多くが追いつめられた末の死です。自殺を社会全体の問題として捉え、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策が一体となって「生きることの包括的な支援」としての対策を講じることが求められております。



こうした中、六戸町でも「いのち支える六戸町自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を推進してまいりましたが、令和4年度に「自殺総合対策大綱」が見直されたことや令和6年度に計画の最終年度を迎えることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第2次のいのち支える六戸町自殺対策行動計画」を策定いたしました。

現在の六戸町の状況や課題を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない六戸町」の実現に向け、町民の皆さま、関係団体等と連携を図り、かけがえのない命を守るために六戸町の自殺対策をより推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見等をいただいた六戸町いのち支える自殺対策協議会委員の皆さまをはじめ、関係団体の皆さま、また、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

六戸町長 佐藤 陽大



# 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	3
2 自殺総合対策大綱のポイント .....	4
3 計画の位置付け .....	5
4 計画の期間 .....	5
5 計画の数値目標 .....	5
6 SDGs への取組 .....	6
<b>第2章 六戸町の自殺の現状と関連するデータ</b> .....	<b>9</b>
1 六戸町の自殺の現状 .....	9
2 アンケート調査からみる本町の現状 .....	14
3 第1次計画の評価指標の評価 .....	21
4 第1次計画実施状況の評価 .....	26
5 課題の整理 .....	28
<b>第3章 自殺対策の基本方針</b> .....	<b>33</b>
1 自殺対策の基本理念 .....	33
2 自殺対策の基本認識 .....	33
3 自殺対策の基本方針 .....	34
4 施策の体系 .....	37
<b>第4章 具体的な取組</b> .....	<b>41</b>
1 基本施策 .....	41
2 重点施策 .....	52
3 生きる支援関連施策 .....	60
<b>第5章 自殺対策の推進体制等</b> .....	<b>69</b>
1 自殺対策組織の関係図 .....	69
<b>資料編</b> .....	<b>75</b>



# 第1章

## 計画策定の概要



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は自殺者の総数が減少傾向にある中においても増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になっています。

このように非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児疲れや介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このため、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとし、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

自殺の背景には、個人によってその深刻さに差はありますが、過労、生活困窮、育児疲れや介護疲れ、いじめや社会からの孤立などの要因があります。そのため自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働分野、その他関係機関・関係団体との連携を図り、支援を必要としている人が適切な支援を受けられるよう、生きることの包括的支援として実施することが必要です。

また、住民一人ひとりが、悩みや困りごとをひとりで解決できない状況に陥った時には、支援を求めるという認識を持ち、身近に悩みや困りごとを抱えている人がいた場合には、声をかけ、必要な支援へつなぎ見守るといった行動をとることが大切です。

六戸町(以降「本町」という)においても、「いのち支える六戸町自殺対策行動計画」を策定し、町民、行政、企業、関係機関・団体等総ぐるみで自殺対策を推進し、自殺者数の減少を目指してきました。令和6年度に計画の最終年度を迎え、また令和4年に自殺総合対策大綱が見直されたことも受け、令和7年度を初年度とする「第2次いのち支える六戸町自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

## 2 自殺総合対策大綱のポイント

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目途に見直すこととなっています。平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。平成29年に閣議決定された大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

### 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- 「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

### 2 女性に対する支援の強化

- 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

### 3 地域自殺対策の取組強化

- 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- 地域自殺対策推進センターの機能強化。

### 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

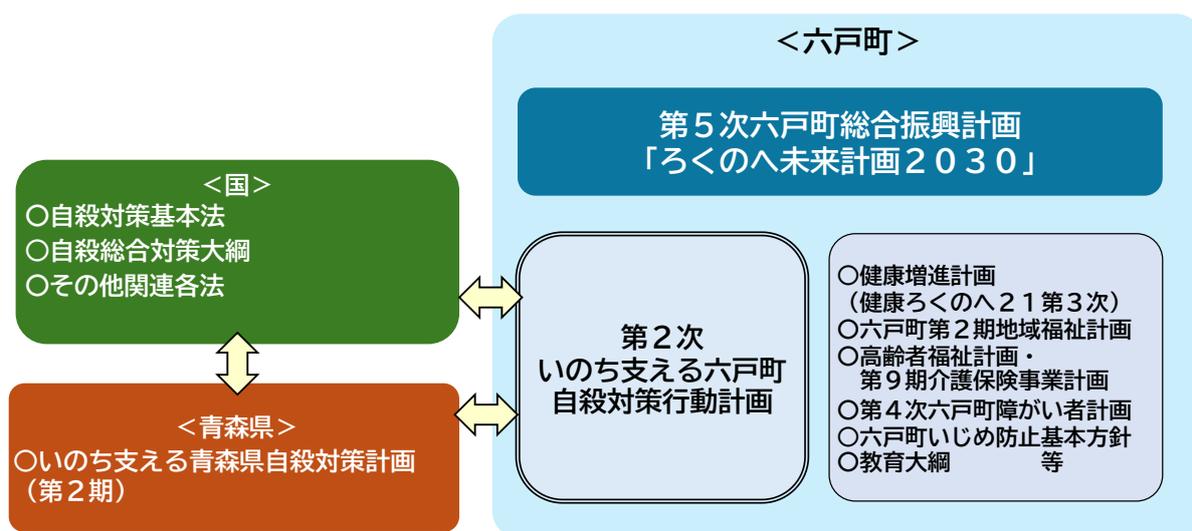
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS 相談体制充実 ■精神科医療との連携 ■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

### 3 計画の位置付け

本計画は、「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえつつ、本町の自殺対策を総合的に推進していくために策定するものです。

また、六戸町総合振興計画を上位計画とし、六戸町健康増進計画、六戸町地域福祉計画等、自殺対策に関連のある計画との整合性を図ります。



### 4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 5 計画の数値目標

国は自殺総合対策大綱における当面の目標として、「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年(18.5)と比べて30%以上減少させる(13.0以下にする)」ことを掲げています。

また、青森県は「令和11年までに自殺死亡率を12.8までに減少させることを目指す」としています。

六戸町においては、「誰も自殺に追い込まれることのない六戸町」の実現を目指します。

そのため、目標値を「自殺者数(自殺死亡率)0」、成果指標を「自殺死亡者数の減少」と掲げ、取り組んでいきます。

## 6 SDGs への取組

SDGs(エスディーゼーズ)とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残されない」という、包括的な世の中をつかっていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組みを進めていきます。



## 第2章

# 六戸町の自殺の現状と関連するデータ

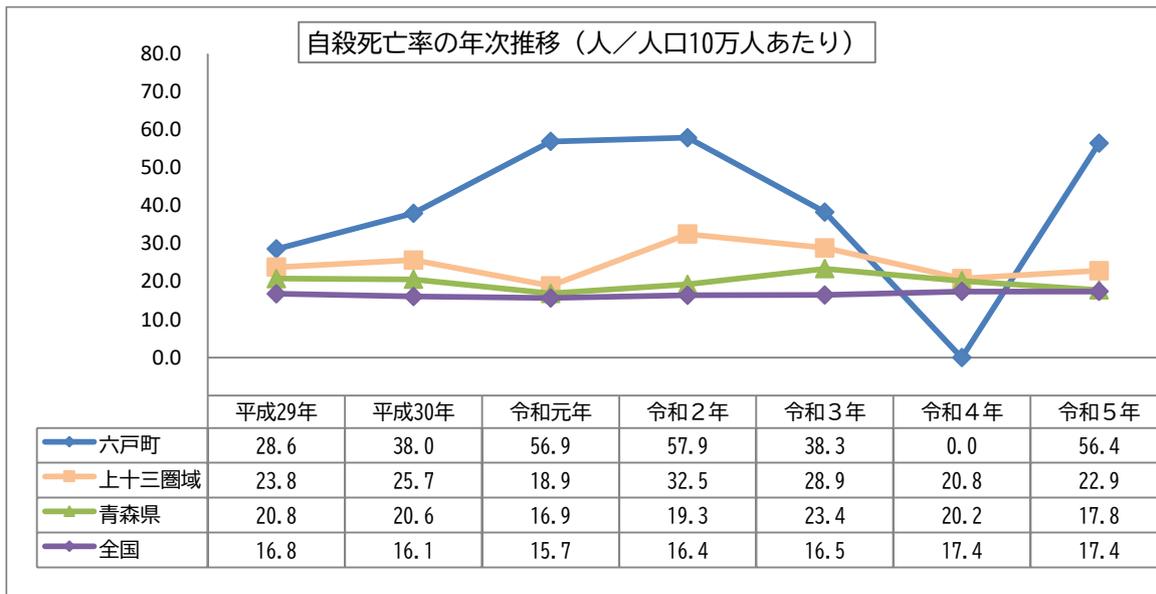


## 第2章 六戸町の自殺の現状と関連するデータ

### 1 六戸町の自殺の現状

#### (1) 自殺死亡率の年次推移

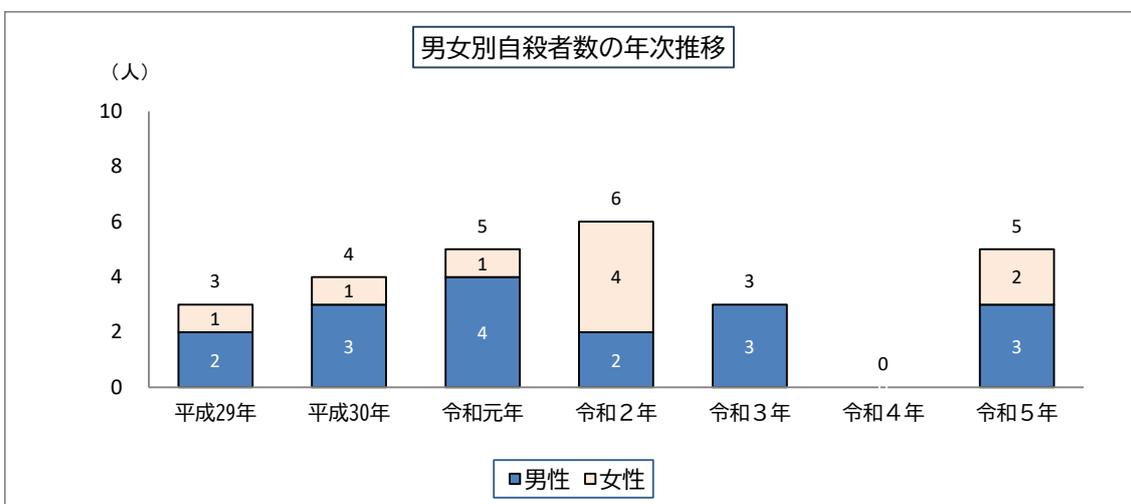
本町の自殺死亡率は、総人口が少ないために自殺者数が1人増加すると大きく影響され、自殺死亡率が全国平均や県平均を大幅に上回る状況になります。



資料：青森県保健統計年報  
 ※R5 上十三圏域・六戸町については、厚生労働省『地域における自殺の基礎資料』より

#### (2) 男女別自殺者数の年次推移

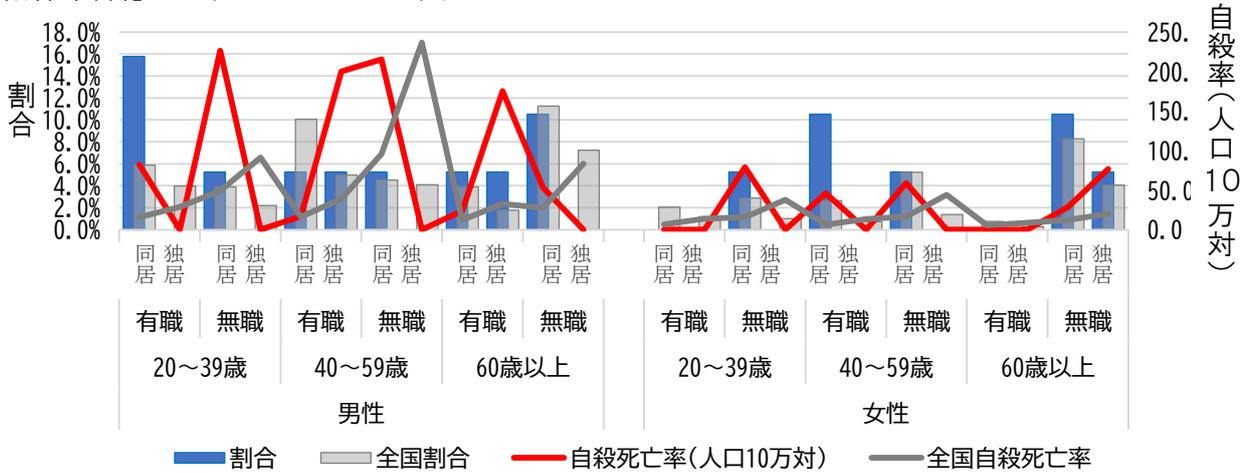
本町の自殺者数は、平成29年以降は少ない年で0人、多い年で6人となっています。令和2年を除いてすべての年で男性の方が多くなっています。



資料：厚生労働省『地域における自殺の基礎資料』

### (3)性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺率

六戸町の自殺者の5年間の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無による自殺率を全国と比較すると、自殺率が全国と比べて高いのは、男性では「20～39歳・有職者・同居」、女性では「40～59歳・有職者・同居」をあげることができます。



資料：自殺実態プロフィールより 特別集計(住居地・自殺日、令和元～5年合計)、国勢調査

### (4)60歳以上の自殺の内訳

令和元年から令和5年の5年間における高齢者(60歳以上)の自殺を、性別・年代別・同居の有無別にみると、以下の通りです。

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (%)		全国 (%)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	0	14.3%	0.0%	13.1%	10.2%
	70歳代	1	1	14.3%	14.3%	14.8%	8.8%
	80歳以上	1	0	14.3%	0.0%	12.2%	5.4%
女性	60歳代	1	0	14.3%	0.0%	8.2%	2.9%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	8.9%	4.4%
	80歳以上	1	1	14.3%	14.3%	6.8%	4.3%
小計		5	2				
合計		7		100%		100%	

資料：自殺実態プロフィールより 特別集計(住居地・自殺日、令和元～5年合計)

## (5)職業別の自殺の内訳

令和元年から令和5年の5年間の自殺者数は合計19人ですが、そのうち有職者の自殺者数は47.4%と全国に比べて高い割合となっています。

職業	自殺者数	六戸町(%)	全国(%)
有職	9	47.4%	39.5%
無職	10	52.6%	60.5%
合計	19	100%	100%

資料:自殺実態プロフィールより 特別集計(住居地・自殺日、令和元～5年合計)

## (6)自殺の特徴

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。

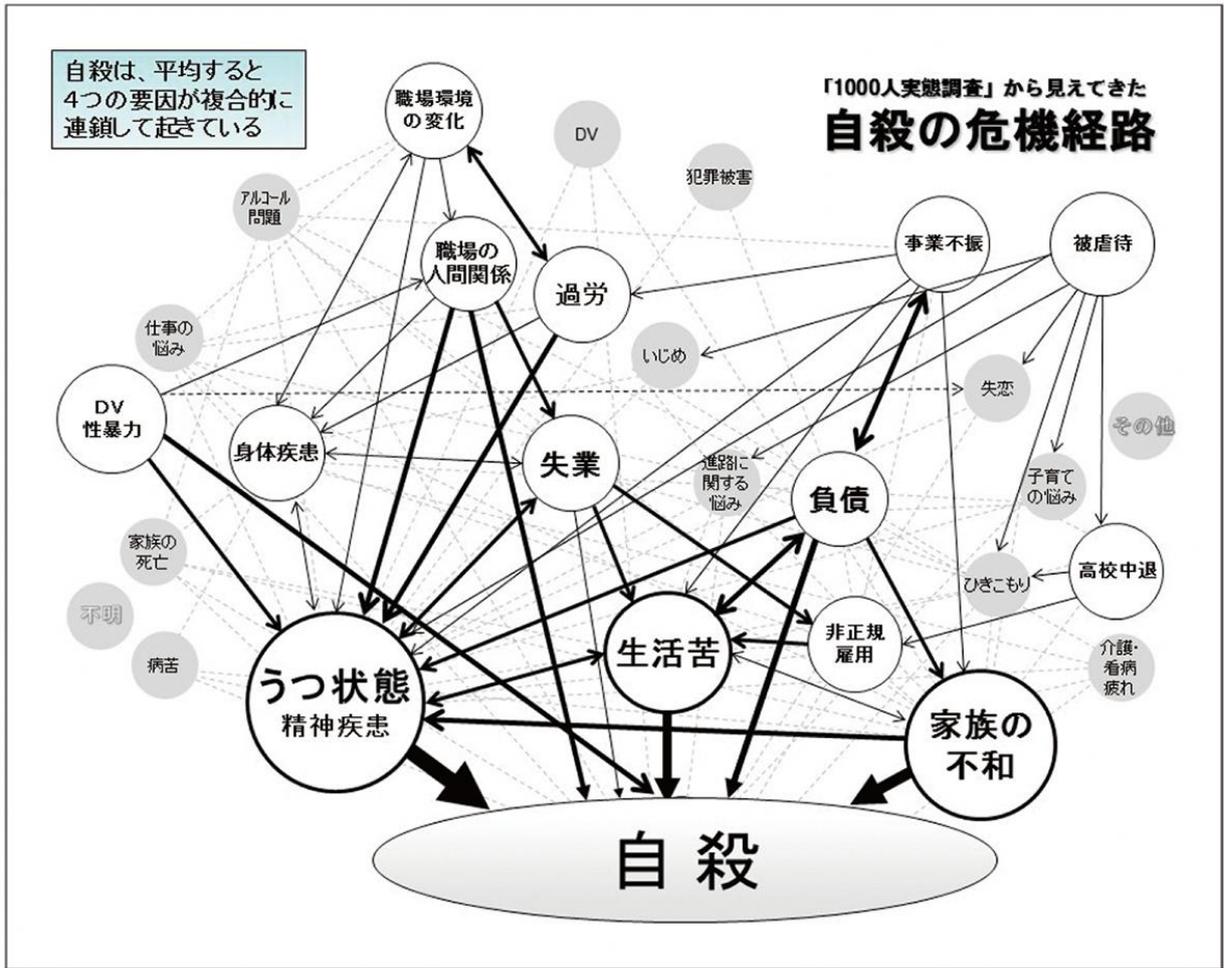
自殺対策において、自殺の直前の「原因・動機」のさらに背景にある様々な要因に対応することが求められています。示された危機経路は一例です。

六戸町			全国	
上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 (※)
1位:男性 20～39歳 有職同居	3	15.8%	82.2	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上 無職同居	2	10.5%	53.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:女性 40～59歳 有職同居	2	10.5%	46.1	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位:女性 60歳以上 無職同居	2	10.5%	28.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳 無職同居	1	5.3%	226.5	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

資料:自殺実態プロフィールより 特別集計(住居地・自殺日、令和元～5年合計)、国勢調査

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にし、生活状況別の自殺に多くみられる全国的な自殺の危機経路を例示しています。

【背景にある主な自殺の危機経路】



【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

## (7)自殺の特性の評価

	指標	ランク		指標	ランク
総数 <sup>1)</sup>	34.7	★★★	男性 <sup>1)</sup>	44.8	★★★
20歳未満 <sup>1)</sup>	10.7	★★★★a	女性 <sup>1)</sup>	25.0	★★★
20歳代 <sup>1)</sup>	0.0	-a	若年者(20～39歳) <sup>1)</sup>	53.1	★★★
30歳代 <sup>1)</sup>	86.7	★★★	高齢者(70歳以上) <sup>1)</sup>	37.1	★★★★a
40歳代 <sup>1)</sup>	54.1	★★★	勤務・経営 <sup>2)</sup>	111%/+2	-
50歳代 <sup>1)</sup>	30.2	★a	無職者・失業者 <sup>2)</sup>	39.5	★★★★a
60歳代 <sup>1)</sup>	23.6	★a	ハイリスク地 <sup>3)</sup>	98.9	★★★★a
70歳代 <sup>1)</sup>	27.5	★★a	自殺手段 <sup>4)</sup>	21.1%	-
80歳以上 <sup>1)</sup>	48.3	★★★★a			

- 1) 自殺統計にもとづく自殺率(10万対)。  
自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけています。
- 2) 特別集計にもとづく20～59歳を対象とした自殺率(10万対)。  
自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけています。
- 3) 自殺統計にもとづく発見地/住居地の比(%)および差(人)。  
自殺者(発見地)1人の減少でランクが変わる場合はランクにaをつけています。
- 4) 自殺統計もしくは特別集計にもとづく縊首以外の自殺の割合(%)。

### 【いくつかの指標についての注釈】

- ・「高齢者」の自殺率では、70歳以上(70歳代と80歳以上の合算)の自殺率とそのランクを示しています。
- ・「ハイリスク地指標」は、住民(住居者)以外の自殺の多さの目安。住民の自殺が0人のとき、発見者÷住居者(%で表記)は「-」と示しています。

ランクの標章	全国順位
★★★	上位10%
★★	10～20%
★	20～4%
-	その他

六戸町における自殺の特徴の上位の3区分の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に、自殺実態プロファイルにおいて「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」「子ども・若者」が重点施策として推奨されました。

## 2 アンケート調査からみる本町の現状

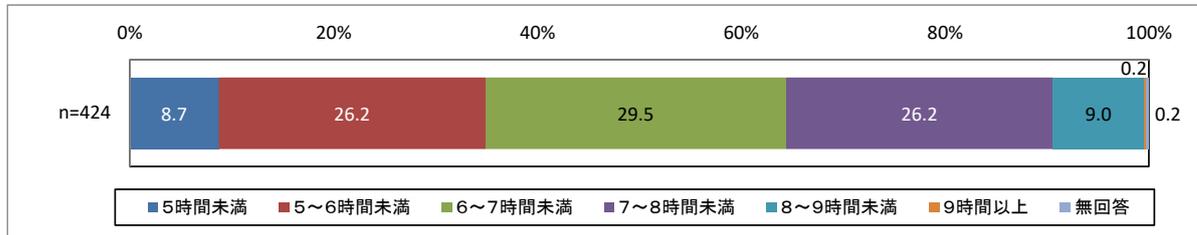
### (1) 調査概要

- 調査対象：六戸町にお住いの18歳以上の方から無作為に抽出。
- 調査時期：令和6年8月
- 回収結果：配布数1,000件、回収数424件、回収率42.4%

### (2) 調査結果

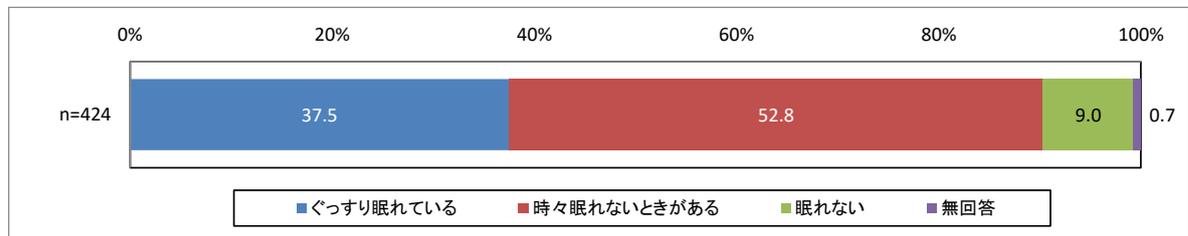
#### ① 平均的な睡眠時間

平均的な睡眠時間では、「6～7時間未満」が29.5%で最も多く、次いで「5～6時間未満」「7～8時間未満」26.2%、「8～9時間未満」9.0%の順となっています。



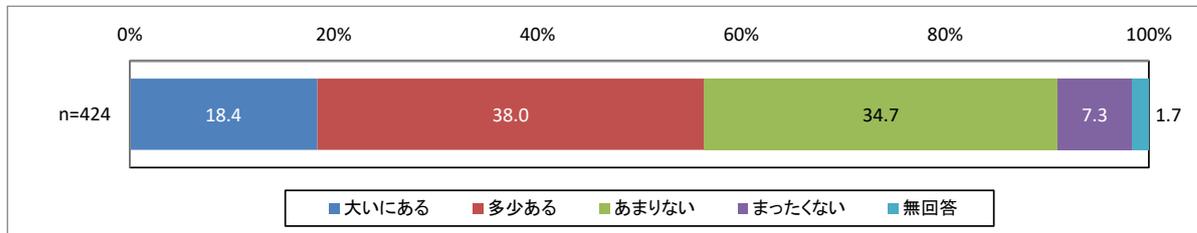
#### ② 普段の睡眠状況

普段の睡眠状況では、「時々眠れないときがある」が52.8%で最も多く、次いで「ぐっすり眠れている」37.5%、「眠れない」9.0%の順となっています。



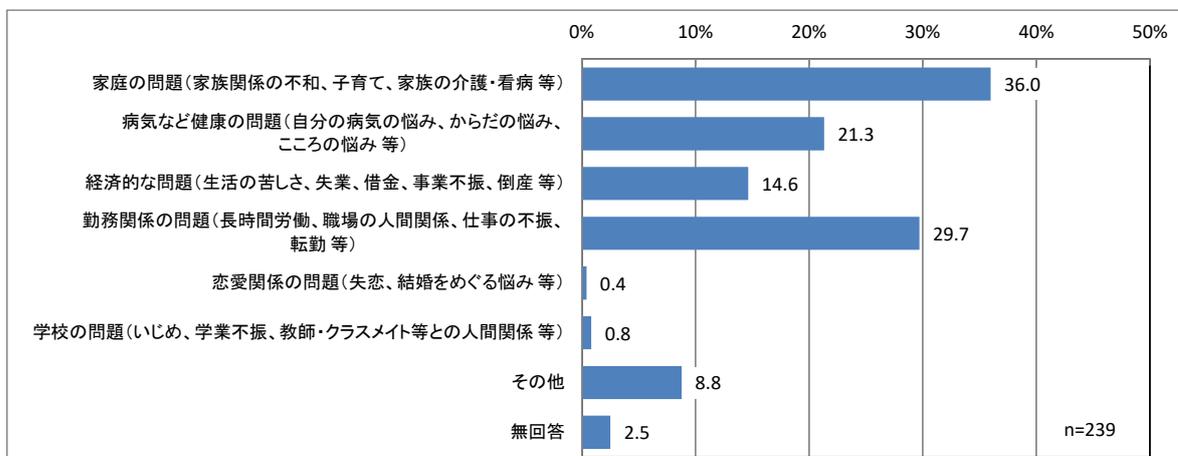
#### ③ ストレスの有無

ここ1か月くらいの間、不安、悩み、苦勞などのストレスの有無では、「多少ある」が38.0%で最も多く、次いで「あまりない」34.7%、「大いにある」18.4%の順となっています。



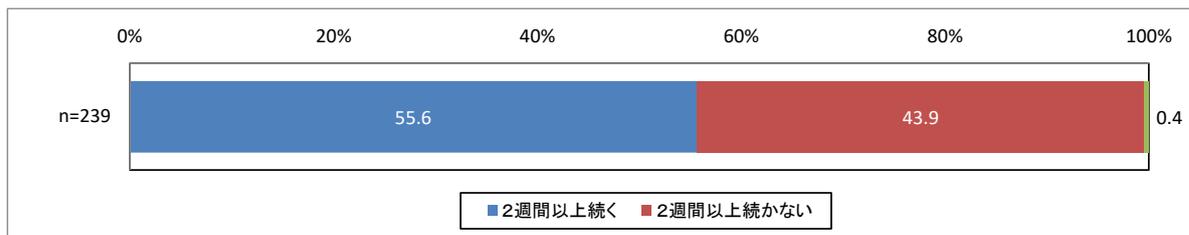
#### ④ストレスの内容

ストレスがある方に聞いたストレスの内容では、「家庭の問題」が36.0%で最も多く、次いで「勤務関係の問題」29.7%、「病気など健康の問題」21.3%の順となっています。



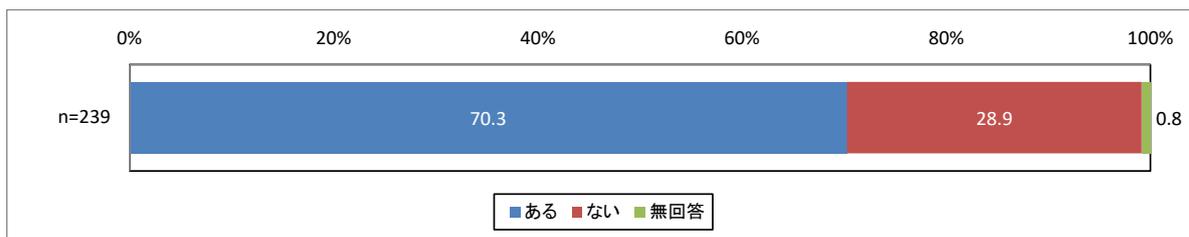
#### ⑤ストレスが続く期間

ストレスがある方に聞いたストレスが続く期間では、「2週間以上続く」が55.6%、「2週間以上続かない」が43.9%となっています。



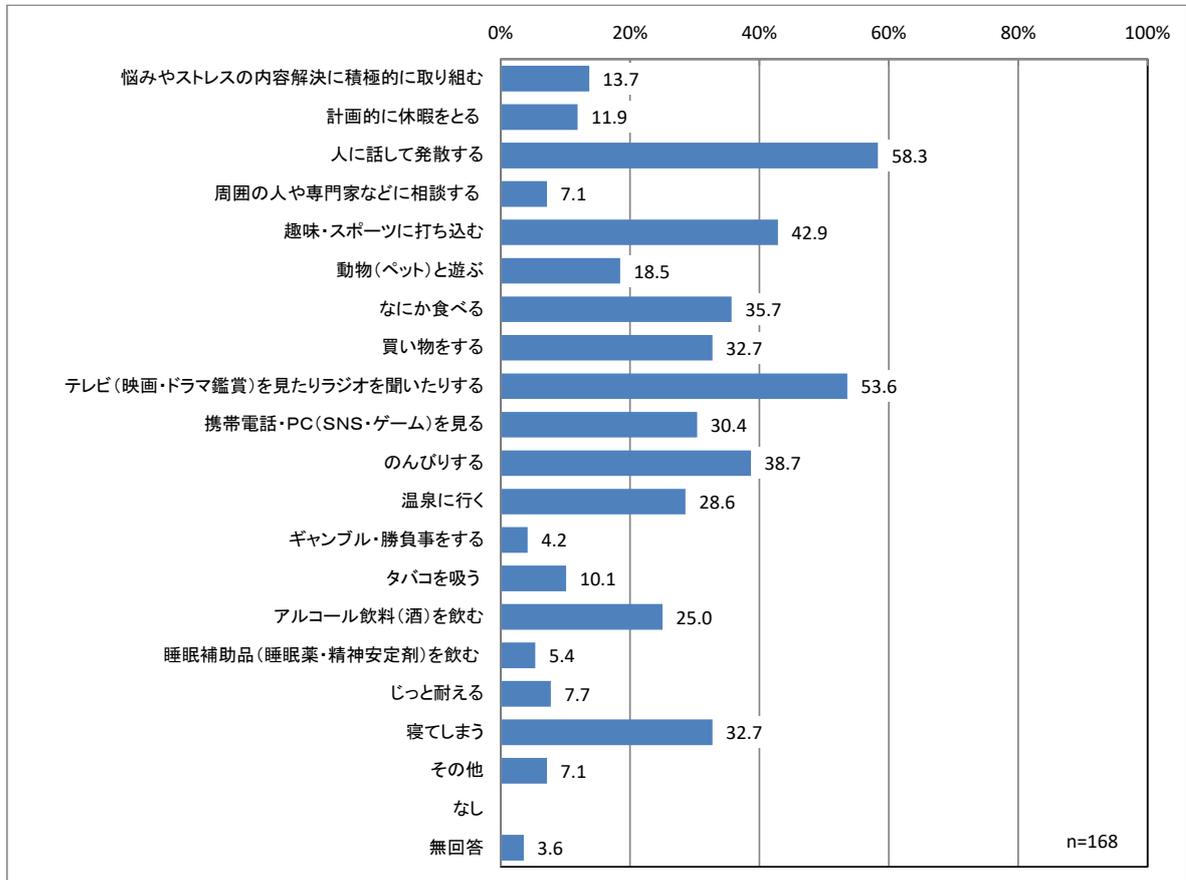
#### ⑥ストレス解消方法の有無

ストレスがある方に聞いたストレス解消方法の有無では、「ある」が70.3%、「ない」が28.9%となっています。



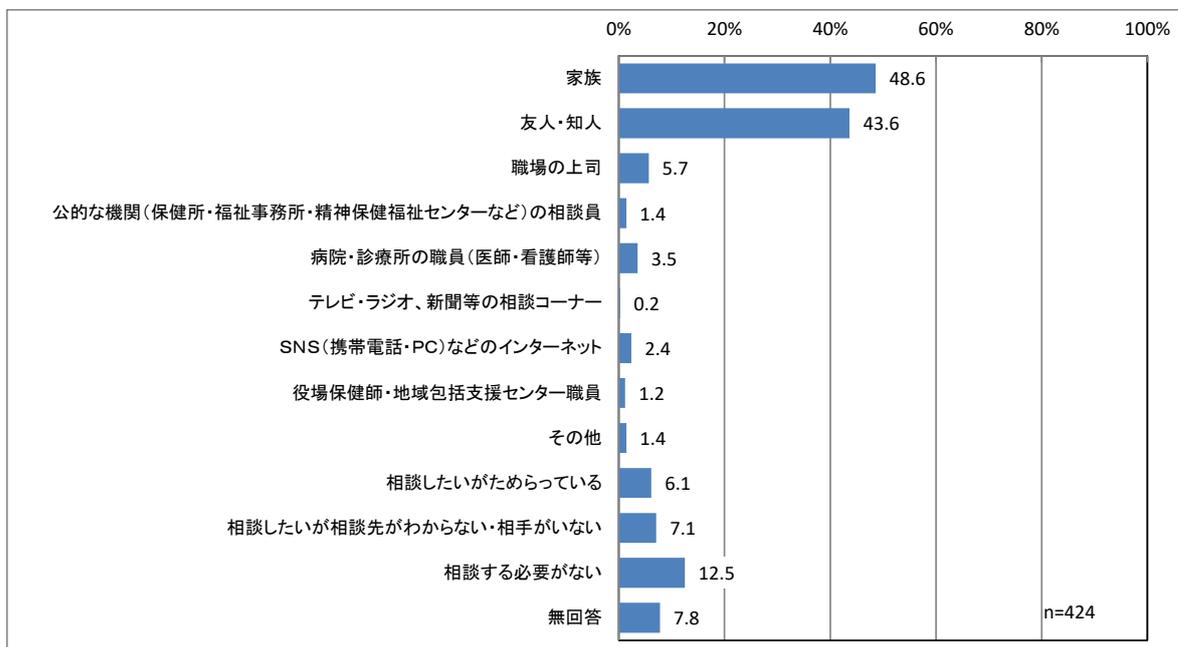
### ⑦具体的なストレスの解消方法

ストレス解消方法がある方に聞いた具体的なストレスの解消方法では、「人に話して発散する」が58.3%で最も多く、次いで「テレビ(映画・ドラマ鑑賞)を見たりラジオを聞いたりする」53.6%、「趣味・スポーツに打ち込む」42.9%の順となっています。



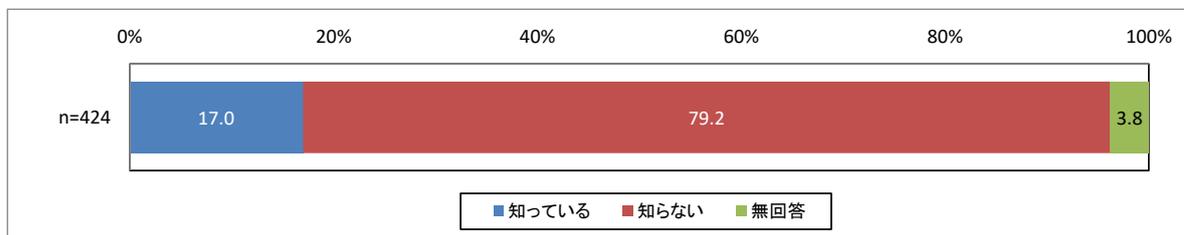
### ⑧ ストレスを感じた際の相談先

ストレス解消方法がある方に聞いたストレスを感じた際の相談先では、「家族」が48.6%で最も多く、次いで「友人・知人」43.6%、「相談する必要がある」12.5%の順となっています。



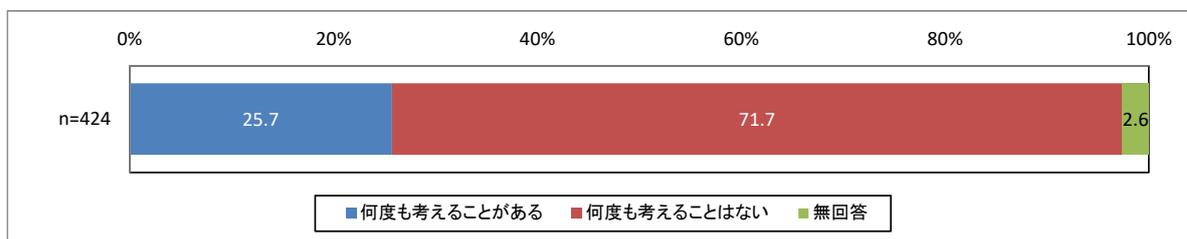
### ⑨ 「こころのケアナース」の認知度

「こころのケアナース」の認知度では、「知っている」が17.0%、「知らない」が79.2%となっています。



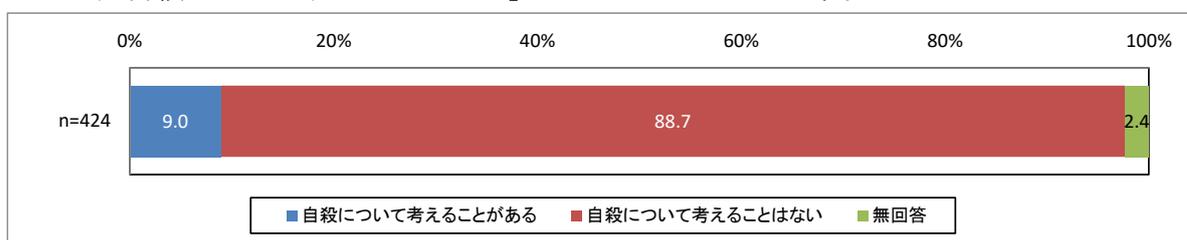
### ⑩死について

死について何度も考えることがあるかでは、「何度も考えることがある」が 25.7%、「何度も考えることはない」が 71.7%となっています。



### ⑪自殺について

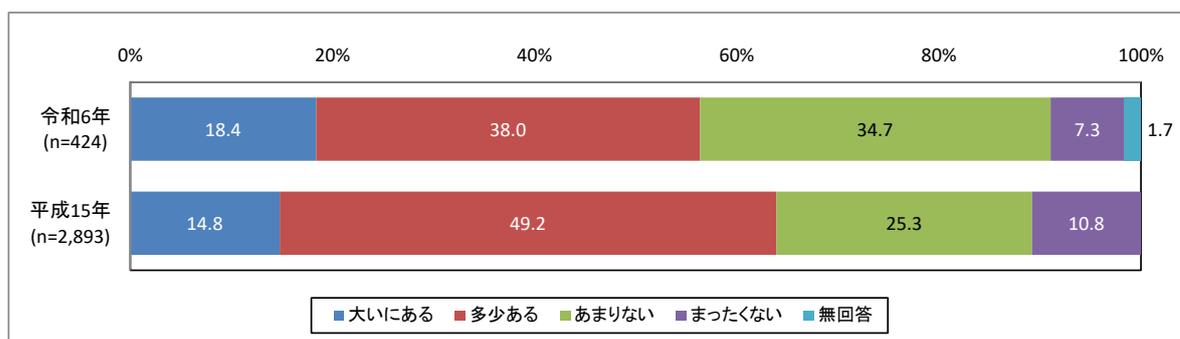
気分がひどく落ち込んで自殺について考えることがあるかでは、「自殺について考えることがある」が 9.0%、「自殺について考えることはない」が 88.7%となっています。



## (3) 前回調査結果との比較

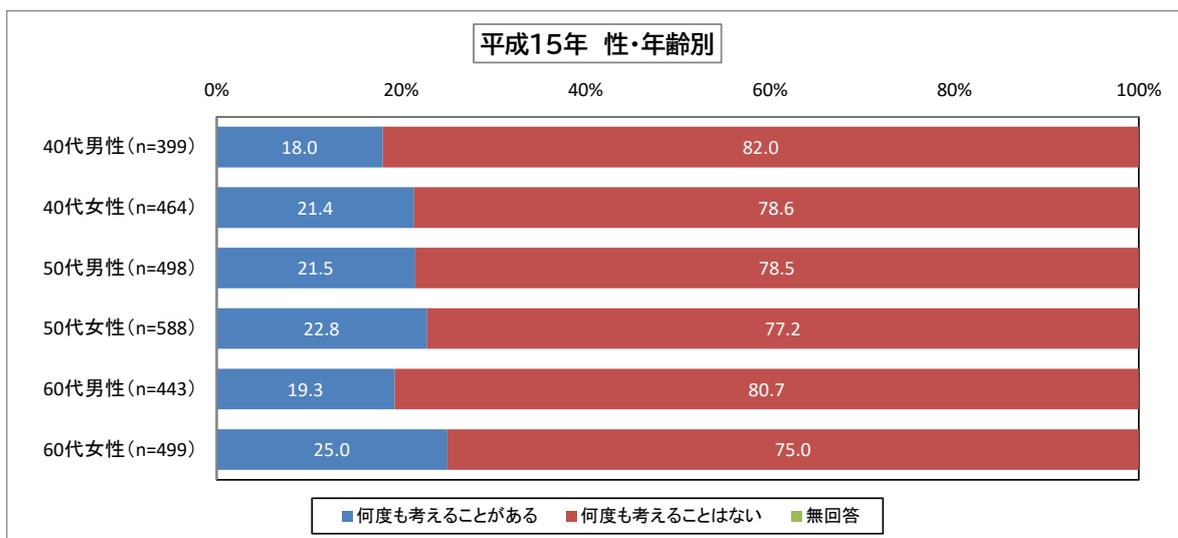
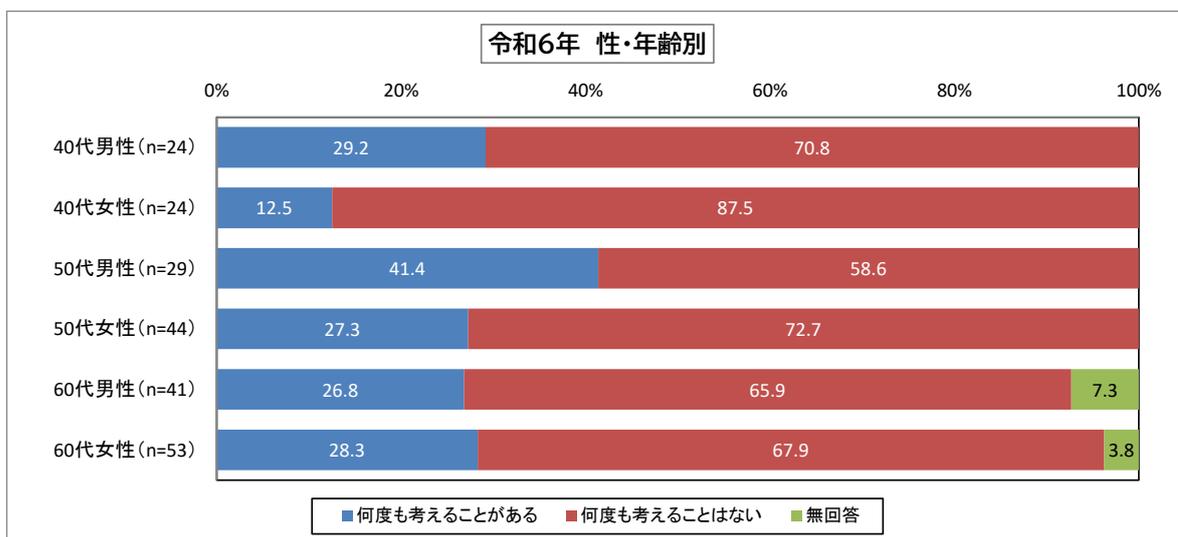
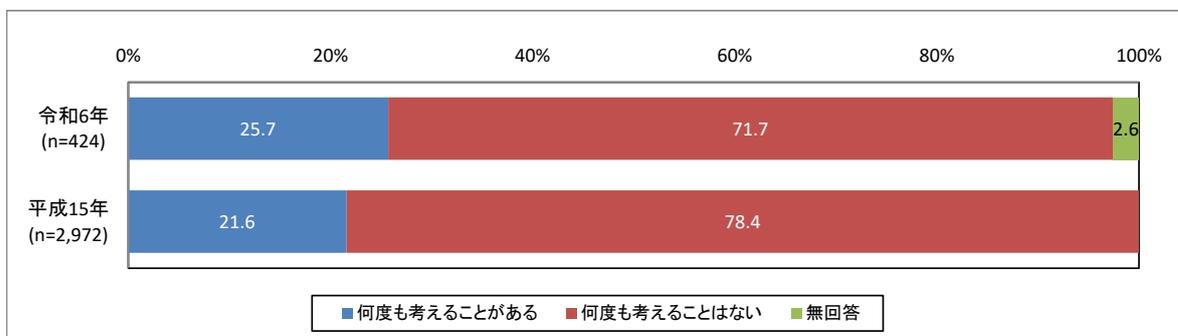
### ① ストレスについて前回調査と比較

ここ1か月くらいの間、不安、悩み、苦勞などのストレスの有無では、令和6年度調査、平成15年度調査共に「多少ある」が最も多く、次いで「あまりない」、「大いにある」の順となっています。



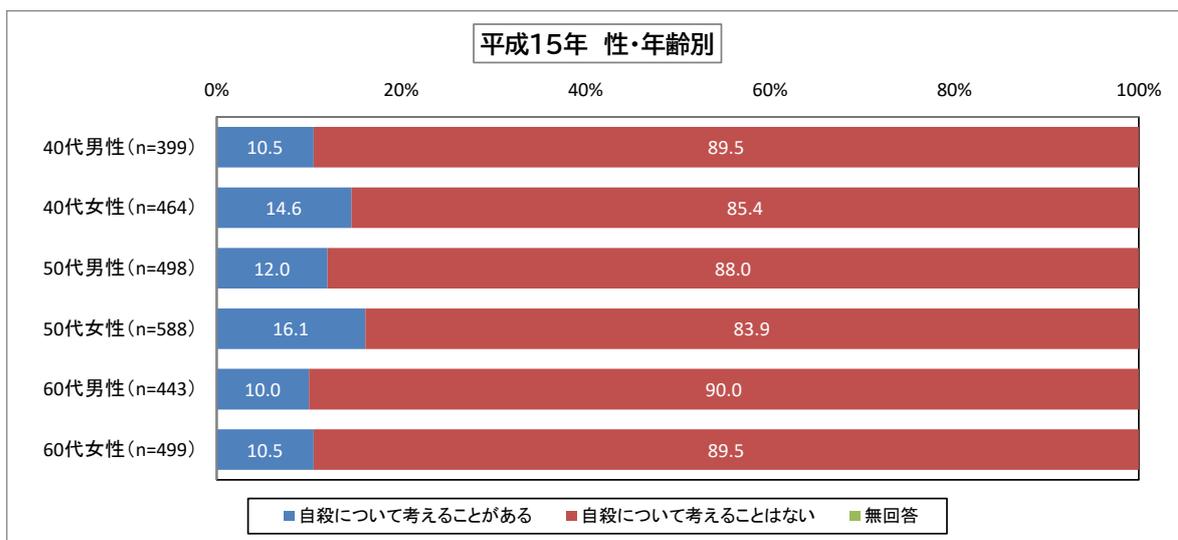
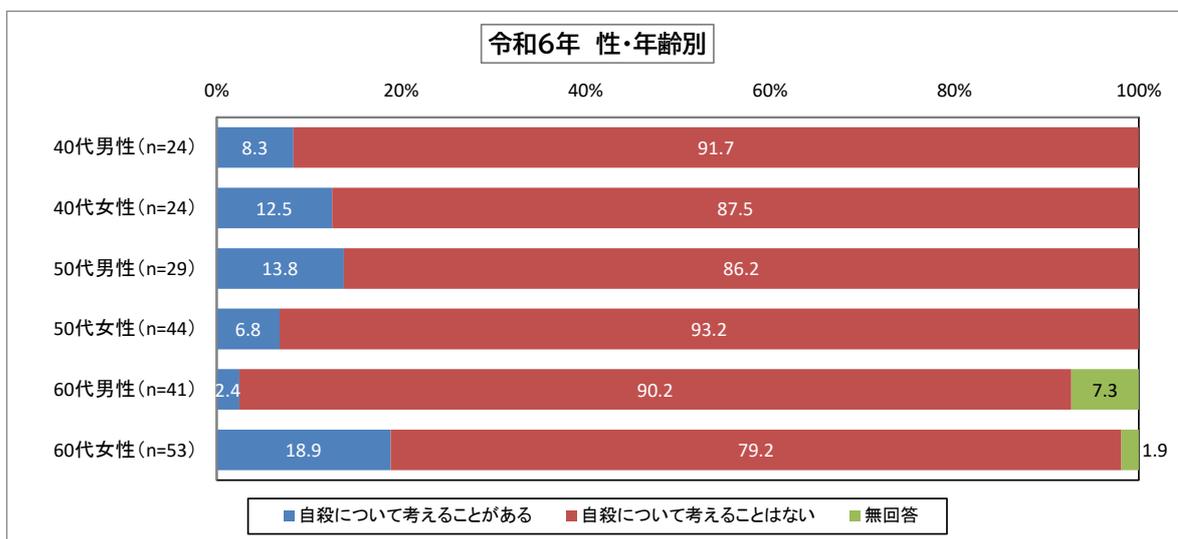
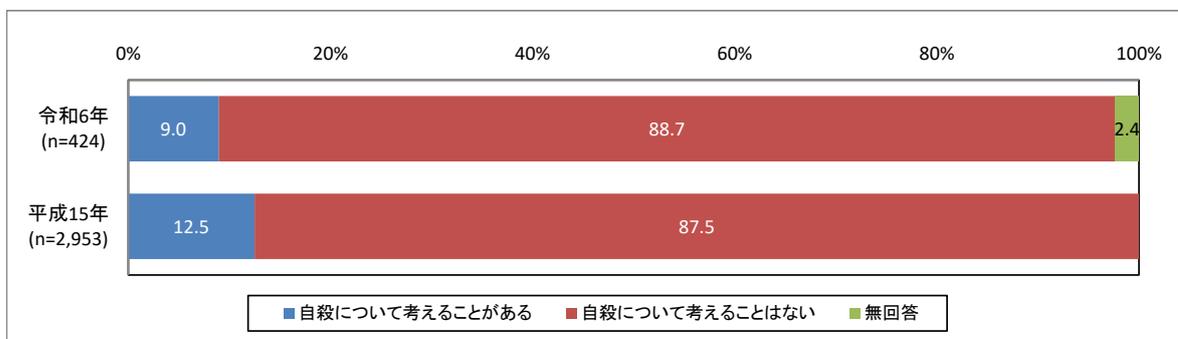
## ②死について前回調査と比較（性・年齢別）

死について何度も考えることがあるかでは、令和6年度調査、平成15年度調査共に「何度も考えることはない」が「何度も考えることがある」を上回っています。また性・年齢別にみると、令和6年度調査では、死について「何度も考えることがある」が50代男性で最も多く、平成15年度調査では60代女性が最も多くなっています。



### ③自殺について前回調査と比較（性・年齢別）

気分がひどく落ち込んで自殺について考えることがあるかでは、令和6年度調査、平成15年度調査共に「自殺について考えることはない」が「自殺について考えることがある」を上回っています。また性・年齢別にみると、令和6年度調査では、「自殺について考えることがある」が60代女性で最も多く、平成15年度調査では50代女性が最も多くなっています。



### 3 第1次計画の評価指標の評価

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

##### ①地域における連携・ネットワークの強化

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
六戸町いのちとこころを支える自殺対策推進検討委員会開催	平成 29 年度設置	1 回以上/年	1 回以上/年 ※R5 年度のみ未実施
六戸町いのち支える自殺対策協議会開催	平成 29 年度設置	1 回以上/年	2 回/年

##### ②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
六戸町いのちとこころを支えるネットワークの手引活用による連携件数	—	3 件以上/年	5 件/年
各種協議会・会議開催回数	各 1 回以上/年	各 1 回以上/年	各 1 回以上/年

#### (2) 自殺対策を支える人材の育成

##### ①さまざまな職種を対象とする研修の実施

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
ゲートキーパー研修開催回数	—	管理職・一般職 各 1 回以上/年	合計で 1 回/年 ※R5 年度のみ未実施
こころのケアナース研修開催回数	養成講座 1 回	養成講座 1 回 フォローアップ研修 1 回以上/年	養成講座 0 回 フォローアップ研修 1 回/年
各研修アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	それぞれ 70%以上	ケアナース研修 90%

##### ②一般住民に対する研修による人材育成

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
一般町民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座開催回数	年 1 回	1 回以上/年	1 回/年
こころの健康づくり講座開催回数	年 1 回	1 回以上/年	1 回/年
研修会・講座アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	70%	それぞれ 70%以上	ゲートキーパー養成講座 89.7% こころの健康づくり講座 87.5%

### ③学校教育・社会教育の場における人材育成

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
ゲートキーパー養成講座開催回数	—	1 回以上/年	令和 3 年度のみ実施
アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70%以上	—

### ④関係者間の連携調整を担う人材の育成

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
地域ケア会議開催回数	5 回/年 平成 28 年度	12 回/年	5 回/年 ※開催形態の変更により、12 回⇒5 回に変更
連携できていると回答した関係者の割合	—	70%以上	評価不能

### ⑤寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
連携できていると回答した関係者の割合	—	70%	評価不能

## (3) 住民への啓発と周知

### ①リーフレット・啓発グッズの作成と周知

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
庁内チラシ設置窓口	1 か所	5 か所	5 か所
町内関係機関チラシ設置窓口	—	5 か所	5 か所
図書館テーマ展示	—	2 回/年	1~2 回
成人式での啓発	—	毎回	毎回

### ②町民向け講演会・イベント等の開催

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
講座・教室の開催回数	—	1~3 回/年以上	1 回
各講座や教室でのアンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70%以上	87.5%
各種イベント参加者に対するアンケートで自殺対策を実施したことを見たり聞いたりしたことのある回答者の割合	—	70%以上	評価不能

### ③メディアを活用した啓発活動

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
こころの体温計総アクセス数	2,958 件 平成 29 年 6 月から平成 30 年 1 月までの実績	4,500 件以上/年	1,540 件
広報誌・ホームページへの掲載回数、更新回数	広報誌 2 回 ホームページ更新 1 回	年 2 回以上 年 1 回以上	年 2 回 年 1 回

## (4) 生きることの促進要因への支援

### ①居場所づくり活動

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
図書館利用者数	4,883 人 平成 26 年度実績	5,500 人以上/年	7,087 人
一般介護予防事業	各事業週 1~4 回	現状維持	現状維持
各事業参加割合	—	対象者の 10%以上	評価不能
町内会加入率	72.1% 平成 26 年度実績	80%以上	61.1%
町営住宅の整備状況に関する町民アンケートによる満足度	22.6% 平成 27 年度実績	「満足」「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合 50%以上	22.9% 令和元年度
コミュニティ活動や施設整備の状況に関する町民アンケートによる満足度	20.5% 平成 27 年度実績	「満足」「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合 50%以上	23.4% 令和元年度
子育て支援サービスの状況に関する町民アンケートによる満足度	24.8% 平成 27 年度実績	「満足」「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合 50%以上	23.5% 令和 6 年度

### ②自殺未遂者への支援

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
会議・研修開催回数	—	各 1 回以上/年	自殺未遂者ケア等に関する研修会のみ未実施

### ③遺された人への支援

項目	平成 29 年度時点の実績値	令和 4 年度までの目標値	令和 5 年度実績値
会議・研修開催回数	—	1 回/年以上	1 回/年以上
死亡届出時のチラシの配布率	—	100%	100%

## (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### ①児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

項目	平成29年度時点の実績値	令和4年度までの目標値	令和5年度実績値
SOSの出し方教育開催回数	各小学校4年生 1回ずつ	現状維持	各小学校4年生 1回ずつ
アンケート結果にて「理解できた」と答えた割合	90%	90%以上	100%
人権教室開催回数	各小中学校1回ずつ	現状維持	各小中学校1回ずつ

### ②児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

項目	平成29年度時点の実績値	令和4年度までの目標値	令和5年度実績値
学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座開催回数	—	1回以上/年	令和3年度のみ実施
アンケート結果にて「理解できた」と答えた割合	90%	90%以上	—

## 重点施策(1) 高齢者

### ①包括的な支援のための連携の推進

項目	平成29年度時点の実績値	令和4年度までの目標値	令和5年度実績値
会議開催回数	5回/年 平成28年度	12回/年	5回/年 ※開催形態の変更により、12回⇒5回に変更
高齢者福祉・介護サービスや施設設備の状況に関する町民アンケートによる満足度	23.4% 平成27年度実績	「満足」「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合50%以上	29.9% 令和元年度

### ②地域における要介護者に対する支援

項目	平成29年度時点の実績値	令和4年度までの目標値	令和5年度実績値
高齢者福祉・介護サービスや施設設備の状況に関する町民アンケートによる満足度	23.4% 平成27年度実績	「満足」「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合50%以上	29.9% 令和元年度

### ③高齢者の健康不安に対する支援

項目	平成29年度時点の実績値	令和4年度までの目標値	令和5年度実績値
健康相談利用者数(延べ)	520人 平成26年度	550人以上/年	257人
六戸町のいのちところを支えるネットワークの手引活用による連携件数	—	3件/年以上	5件/年

#### ④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

項 目	平成 29 年度時点の 実績値	令和 4 年度までの 目標値	令和 5 年度 実績値
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業参加者数（延べ）	2,031 人 平成 26 年度実績	3,000 人以上/年	1,084 人
ろくのへ元気アップポイント事業登録者数	登録者数 866 名 平成 28 年度	1,000 名以上	登録者数 1,873 名

#### 重点施策（2）生活困窮者

項 目	平成 29 年度時点の 実績値	令和 4 年度までの 目標値	令和 5 年度 実績値
生活保護申請件数	15 件 平成 28 年度	20 件以上/年	19 件
生活困窮者自立相談支援新規相談件数	12 件 平成 28 年度	17 件以上/年	16 件
無料法律相談者数	30 件 平成 26 年度	40 人以上/年	26 人
六戸町のいのちところを支えるネットワークの手引活用による連携件数	—	3 件以上/年	5 件/年

#### 重点施策（3）勤務・経営

項 目	平成 29 年度時点の 実績値	令和 4 年度までの 目標値	令和 5 年度 実績値
健康相談・健康教室の開催	—	開催回数 1 回以上/年 健康相談者 10 人以上/年	0 回
労働者の実態把握のためのアンケート調査の実施	—	1 回以上	1 回

## 4 第1次計画実施状況の評価

第1次いのち支える六戸町自殺対策行動計画で定めた各種施策の取組状況に関して、下記評価内容に基づき達成状況の評価を行いました。

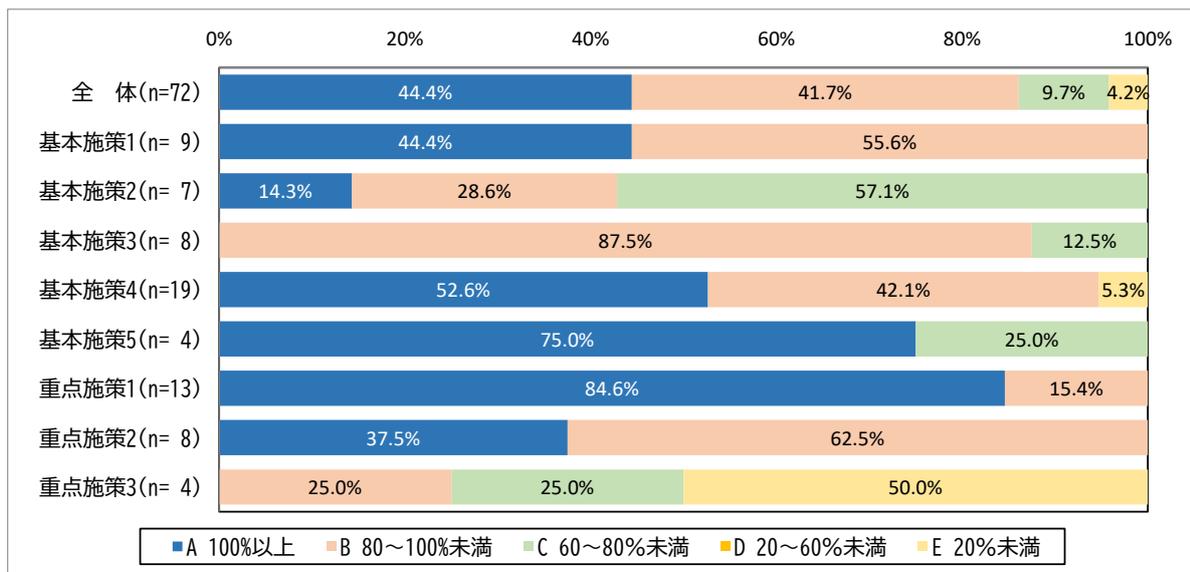
### 【評価基準】

各事業に対して計画期間内における評価を、次の5項目に分類し実施

評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20~50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

### 【評価結果】

	A 100%以上	B 80~100%未満	C 60~80%未満	D 20~60%未満	E 20%未満
全体	32 44.4%	30 41.7%	7 9.7%	0 0.0%	3 4.2%
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	4 44.4%	5 55.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	1 14.3%	2 28.6%	4 57.1%	0 0.0%	0 0.0%
基本施策3 住民への啓発と周知	0 0.0%	7 87.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%
基本施策4 生きることの促進要因への支援	10 52.6%	8 42.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
重点施策1 高齢者	11 84.6%	2 15.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重点施策2 生活困窮者	3 37.5%	5 62.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重点施策3 勤務・経営	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	2 50.0%



各取組における達成状況を見ると、全体では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上」が44.4%と最も多く、次いで「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満」が41.7%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満」9.7%の順となっています。

施策別の取組の達成状況では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上」が最も多い施策は、「重点施策1 高齢者」の84.6%となっています。一方、「E 未対応または、ほぼ推進できておらず、達成率に直すと20%未満」は、「重点施策3 勤務・経営」に50.0%、「基本施策4 生きることの促進要因への支援」に5.3%みられましたが、「D 一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20~50%未満」は、ありませんでした。

## 5 課題の整理

統計データやアンケート結果を踏まえて、六戸町における課題を以下のように整理しました。

### (1) 高齢者への対策

令和元年から令和5年の5年間ににおける高齢者(60歳以上)の自殺者数は、全体の37%となっています。

高齢者の多くは自身の健康状態について不安を抱えており、心身の衰えや病気が大きなストレスになるだけでなく、家族に介護負担をかけることに後ろめたさを感じることや、配偶者、子、兄弟など近親者との死別による喪失体験等から閉じこもりがちとなり、抑うつ状態、孤独・孤立状態になることも考えられます。

高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人と高齢者を支える家族や介護等に対する支援も含めた、自殺対策(生きることの包括的支援)の啓発と実践を強化していく必要があります。

### (2) 男性への対策

令和元年から令和5年の5年間ににおける男性の自殺者数は13人で、全体の約7割を占めています。

アンケート調査では、ストレスの内容として「勤務関係の問題(長時間労働、職場の人間関係、仕事の不振、転勤等)」が3割近くを占めており、自殺リスクを生じさせない職場環境の整備が求められています。

職場での勤務問題をはじめとし、それに伴う家庭の不和、生活困窮などが引き起こされた結果、自殺リスクが高まってしまうという実態もあります。

職場におけるメンタルヘルス対策や長時間労働・ハラスメント対策が必要です。

### (3) 女性への対策

令和元年から令和5年の5年間ににおける女性の自殺者数は6人で、全体の3割を占めます。

国における女性の自殺者数は令和2年に2年ぶりに増加し、令和3年も更に前年を上回っており、社会的基盤が弱い20～30代女性が、失業などによる経済的影響を受けやすいことや、周囲の人との関係性を重んじる女性の方が、コロナ禍における他人との接触が減少したことにより、精神的影響を受けている可能性が推察され、自殺総合対策大綱において、「女性の自殺対策をさらに推進する」が重点施策として追加されました。

雇用問題やDV、離婚による経済的困窮、不公平な家事労働と介護負担、出産育児による心身の変化や悩みなど、困難を感じやすい女性への支援をさらに進める必要があります。

#### (4)子ども・若者への対策

国における小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年は過去最多の514人でした。国ではこの事態を重く受け止め、令和5年6月「こどもの自殺対策緊急プラン」において、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など総合的な施策を推進する事としています。しかし、令和6年の自殺者数(暫定値)は527人にのぼり、これまで最も多かった令和4年をさらに上回り、過去最多となりました。

また、本町の若年者(20~39歳)の自殺率は非常に高く、全国順位の上位10%に含まれています。

将来の本町の主役となる子どもや若者が、明るい未来を描くためにも、本計画の重点として施策を進めていきます。

#### (5)相談窓口の周知と支援体制の充実

アンケート調査において、過去1か月に6割近くの方が悩みやストレスがあった人と回答しており、その原因は、「家庭の問題」が36.0%で最も多く、次いで「勤務関係の問題」29.7%、「病気など健康の問題」21.3%の順となっています。また、悩みやストレスを感じた場合の相談先では、「家族」や「友人・知人」がほとんどを占めます。

必要な人に必要な支援が届くように、若い世代には思春期のこころの相談やSNSを活用した相談窓口の周知と支援、働き盛りの世代は経営・労働相談、妊産婦にはこころ・育児相談等、ライフステージに応じた取組が必要です。



# 第3章

## 自殺対策の基本方針



## 第3章 自殺対策の基本方針

### 1 自殺対策の基本理念

本町では、全ての町民がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、基本理念を次のとおり定めています。

**誰も自殺に追い込まれることのない六戸町**

### 2 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として下記を挙げています。

本計画においても自殺総合対策大綱の基本認識を念頭に置いて、自殺対策を推進していきます。

#### 〈基本認識〉

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。
- 年間自殺者は減少傾向にあるが、非常事態はいまだに続いている。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- 地域レベルの実践的な取組に対してPDCAサイクルを通じて推進する。

### 3 自殺対策の基本方針

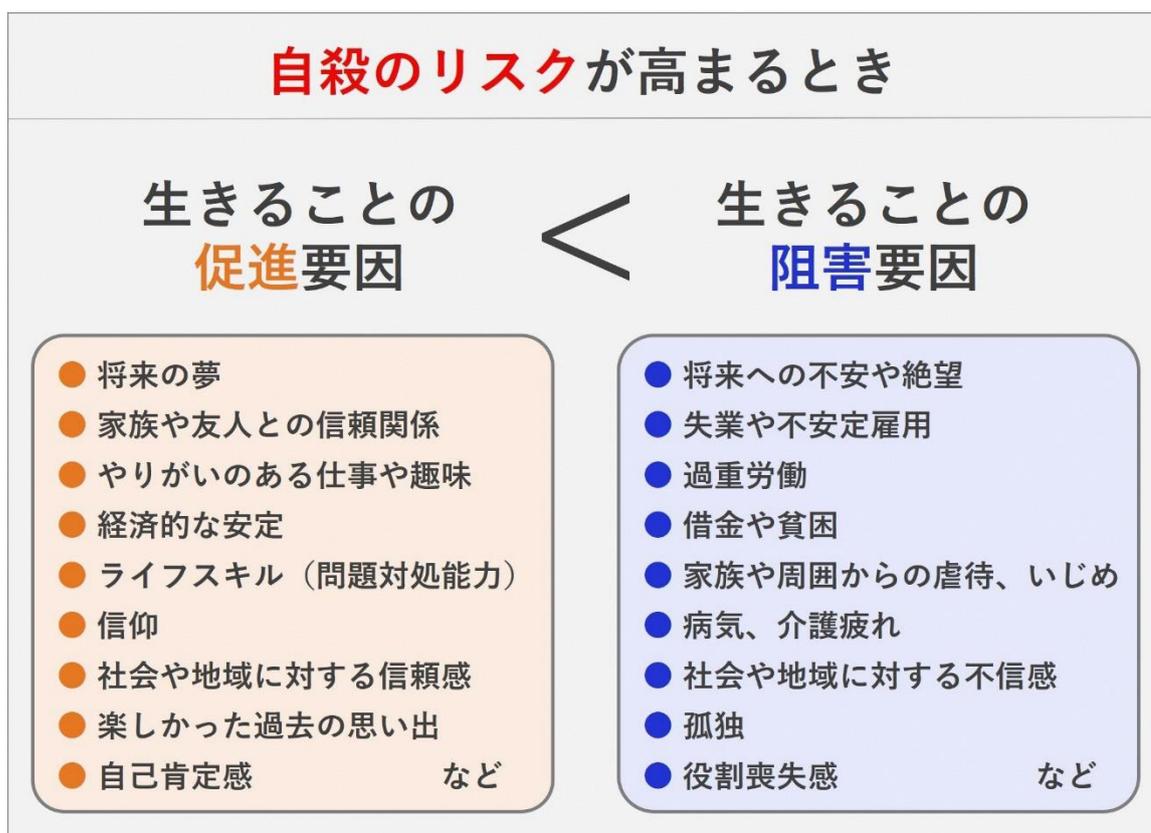
基本理念の実現を目指すため、自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱により示された「6つの基本方針」に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体のリスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものです。

また、個人においても地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。



## (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、「精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

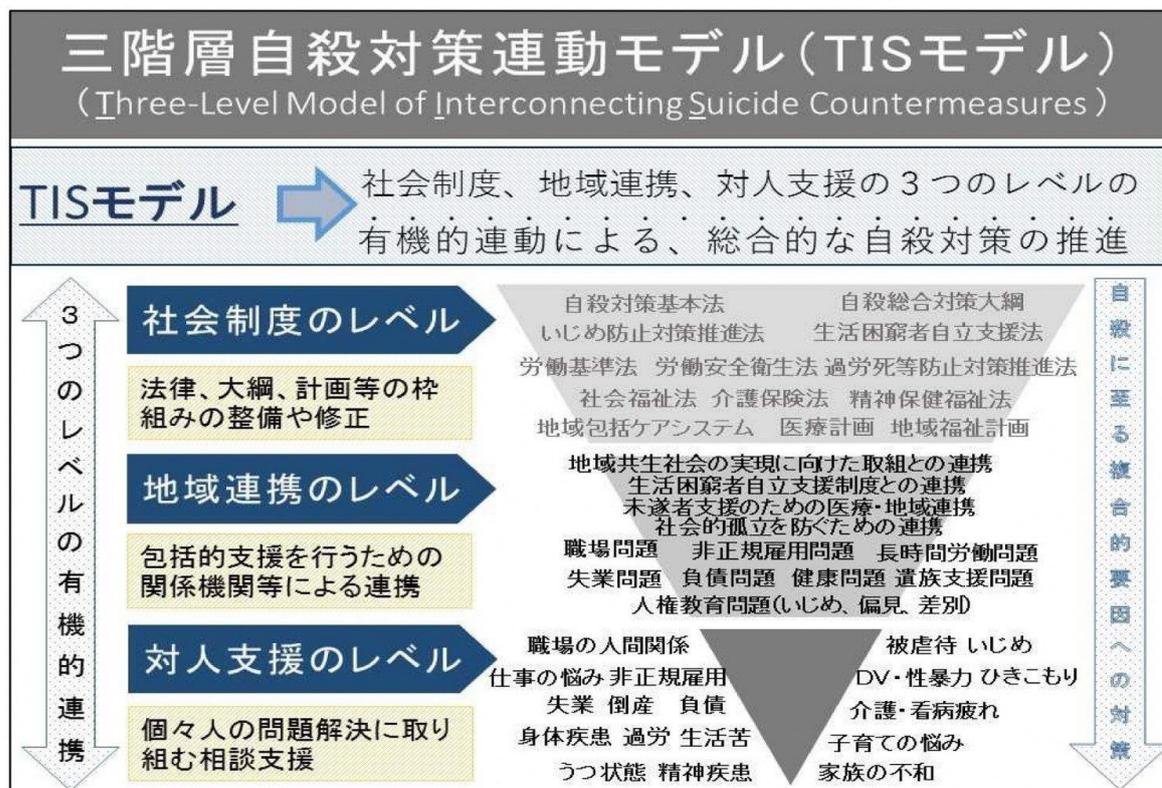
自殺の要因となり得る孤独、孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

## (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力に、かつ効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合当における「事後対応」の3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

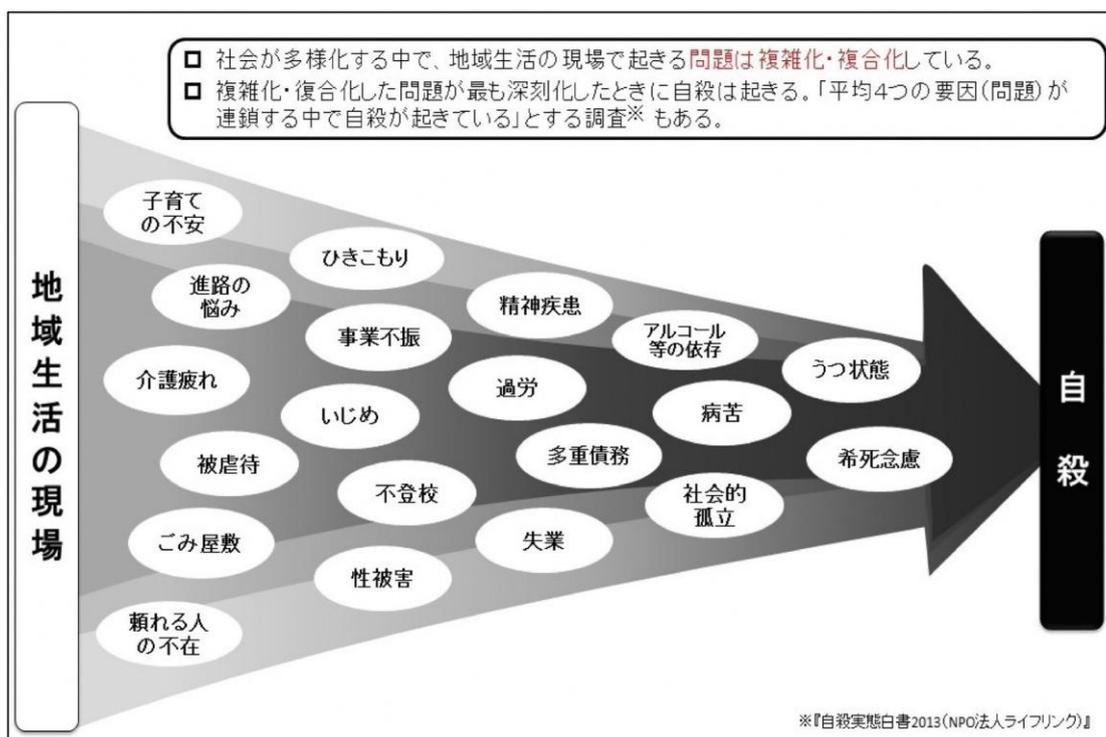


三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）

#### (4)実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人が発している、不眠や原因不明の体調不良等の自殺の危険を示すサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。



自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」より引用)

#### (5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町をはじめ、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働し、町を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

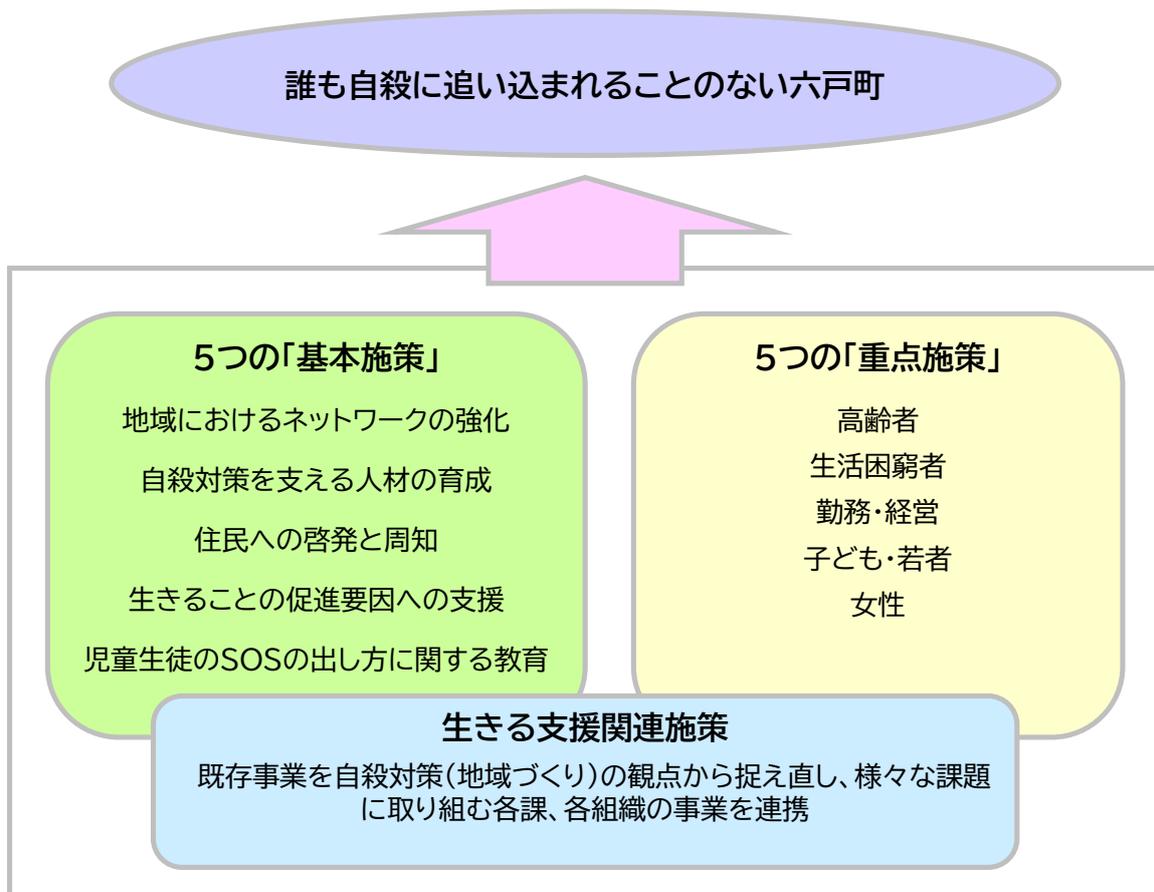
#### (6)自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺者又は自殺未遂者や、関係する親族等の名誉や生活の平穏を十分に配慮し、適切な支援を行うことが重要です。町、支援機関、民間団体等の自殺対策に関わる全ての人々が、このことを認識して自殺対策に取り組みます。

## 4 施策の体系

自殺対策の取組を推進するため、本町では国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と本町の自殺の実態を踏まえてまとめた「地域自殺実態プロファイル」に示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた取り組みを推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。





## 第4章 具体的な取組



## 第4章 具体的な取組

### 1 基本施策

#### (1)地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

##### ①地域における連携・ネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する教育相談等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
六戸町いのちとこころを支える自殺対策推進検討委員会	自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、委員会を開催します。	全課	
六戸町いのちを支える自殺対策協議会	関係各種団体の代表が集まり、町の自殺対策に関する協議を行います。(年2回開催)	福祉課	六戸町いのちを支える自殺対策協議会
りんごネットワーク	青森りんごの会(青森多重債務被害等をなくす会)と共催し、弁護士や保健師などがチームとなって、「借金とこころの無料相談会」を開催します。心のケアや生活再建に向けた様々な相談に応じます。	福祉課	法律関係機関 青森りんごの会
六戸町いのちとこころを支えるネットワークの手引きの活用	各種相談窓口と福祉課との情報共有や連携強化にむけた手引きの活用により、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取り組みを進め、包括的・継続的な支援を提供します。	全課	六戸町いのちを支える自殺対策協議会

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
六戸町いのちとこころを支える自殺対策推進検討委員会開催	1回以上/年 ※R5年度のみ未実施	1回以上/年
六戸町いのちを支える自殺対策協議会開催	2回/年	2回/年

## ②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、庁内すべての窓口での対応力向上と連携体制の整備を行います。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
六戸町いのちとこころを支えるネットワークの手引きの活用（再掲）	庁内における各種相談窓口と福祉課との情報共有や連携強化にむけた手引きの活用により、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取り組みを進め、包括的・継続的な支援を提供します。	全課	
生活困窮者自立支援事業窓口連携会議	青森県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。	福祉課	社会福祉協議会
要保護児童対策地域協議会	虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	福祉課 教育課	警察 児童相談所 町内医療機関 教育関係機関 民生委員児童委員 保育園
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために情報交換を行います。また、児童・生徒の自殺の実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた児童・生徒の早期発見と支援を推進します。	教育課	消防・警察 町内医療機関 教育関係機関 民生委員児童委員
高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議	高齢者の虐待防止策の推進を図るとともに関係機関との相互の協力により高齢者虐待の防止を図ります。また、高齢者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。	全課	社会福祉協議会 民生委員児童委員 警察・消防 町内介護施設 町内老人福祉施設

### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
六戸町いのちとこころを支えるネットワークの手引活用による連携件数	5件/年	5件/年
各種協議会・会議開催回数	各1回以上/年	各1回以上/年

## (2)自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

### ①さまざまな職種を対象とする研修の実施

全職員の対応力向上とともにこころのケアナースの養成により、関係者の人材育成に努めます。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
全職員を対象としたゲートキーパー養成講座	各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作ります。また、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修等を開催していきます。	全課	
こころのケアナース養成講座・フォローアップ研修	看護師・ケアマネージャー等が住民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアにつなげるこころのケアナースの養成を行います。養成後はフォローアップ研修を開催していきます。	福祉課	町内医療機関 町内居宅介護支援事業所 介護保険サービス事業所

### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
ゲートキーパー研修開催回数	合計で1回/年 ※R5年度のみ未実施	1回以上/年
こころのケアナース研修開催回数	養成講座0回 フォローアップ研修 1回/年	養成講座 1回 フォローアップ研修1回/年
各研修アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	ケアナースフォローアップ 研修 90%	それぞれ90%以上

## ②一般住民に対する研修による人材育成

日頃から地域住民と接する機会が多い民生委員や地区組織、商工会、消防団等、関係団体、地域ボランティア等を中心に、ゲートキーパー養成講座等を開催し、地域における対策の支え手を育成します。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
一般町民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座	日頃から地域住民と接する機会が多い民生委員や地区組織、商工会・消防団等、関係団体、地域ボランティア等に、相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、ゲートキーパー養成講座を開催していきます。	福祉課	六戸町のち支える自殺対策協議会
こころの健康づくり講座	自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催していきます。	福祉課	六戸町のち支える自殺対策協議会

### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
一般町民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座開催回数	1回/年	1回以上/年
こころの健康づくり講座開催回数	1回/年	1回以上/年
研修会・講座アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	ゲートキーパー養成講座 89.7% こころの健康づくり講座 87.5%	それぞれ90%以上

## ③学校教育・社会教育の場における人材育成

児童生徒の自殺を予防するために、悩みをもつ児童生徒が身近なところで相談できるよう、学校教育関係者等による相談体制の強化を図ります。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座	児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	福祉課 教育課	教育関係機関

### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
ゲートキーパー養成講座開催回数	—	1回以上/年
アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	90%以上

#### ④関係者間の連携調整を担う人材の育成

関係機関が連携するためには「つなぎ役」となるコーディネーターの存在が重要となります。多岐にわたる問題を抱えている人に対し、迅速かつ確実に庁内外の関係機関や専門機関につなぎながら、継続的な支援を行うため、連携体制を強化します。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
地域ケア会議	地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実をはかり、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	福祉課	町内介護関係施設

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
地域ケア会議開催回数	5回/年	5回/年

#### ⑤寄り添いながら伴走型支援を担う人材育成

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、この様な包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
生活困窮者自立相談支援事業	関係機関と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。伴走支援、寄り添い支援を基本としていきます。	福祉課	社会福祉協議会 地域生活支援センター

### (3)住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進していきます。自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

#### ①リーフレット・啓発グッズの作成と周知

さまざまな機会を活用して、自殺対策に関する総合的な情報提供に努めます。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
チラシによる相談窓口の周知	庁内窓口や福祉関係機関、町内医療機関にチラシを設置し、各種手続きで訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。	福祉課	町内医療機関 福祉関係機関
図書館でのテーマ展示	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせた、こころの健康に関する書籍紹介や展示等を行います。	教育課	教育関係機関
成人式での啓発	相談窓口の一覧等について資料等を配布し、周知します。	福祉課 教育課	教育関係機関

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
庁内チラシ設置窓口	5か所	5か所
町内関係機関チラシ設置窓口	5か所	5か所
図書館テーマ展示	1～2回	2回/年
成人式での啓発	毎回	毎回

## ②町民向け講演会・イベント等の開催

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
こころの健康づくり講座	自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催していきます。	福祉課	六戸町のち支える自殺対策協議会
地区健康教室	地域の公民館等で開催する健康相談・健康教育の機会に、自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行っていきます。	福祉課	各地区組織 町内企業等
各種イベントにおける展示等（メイプルタウンフェスタ・ろくのへ秋まつり）	自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連するブースの展示、資料の配布などを行うことで、町民への啓発の機会としていきます。	福祉課 産業課	六戸町のち支える自殺対策協議会

### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
講座・教室の開催回数	1回	1～3回/年
各講座や教室でのアンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	87.5%	90%以上

## ③メディアを活用した啓発活動

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
ICTを活用した自殺対策（こころの体温計）	携帯電話やインターネットを使って、気軽に自分や身近な方の心の健康状態を確認できると共に、悩みに応じた相談窓口の周知を図ります。	福祉課	六戸町のち支える自殺対策協議会
広報誌・ホームページを通じた広報活動	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせたこころの健康に関する啓発活動を行います。また、通年を通じた相談窓口の周知を図ります。	福祉課 総務課	六戸町のち支える自殺対策協議会

### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
こころの体温計総アクセス数	1,540件	2,000件/年
広報誌・ホームページへの掲載回数、更新回数	広報誌2回 ホームページ更新1回	年2回以上 年1回以上

#### (4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることへの促進要因」を増やす取組を行うこととされています。

「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

##### ① 居場所づくり活動

地域にある居場所活動等について把握し、民間団体とも連携しながら、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
図書館の管理事業	町民が利用しやすい居場所としての環境整備に努めます。	教育課	教育関係機関
一般介護予防事業（おでかけ教室・遊遊クラブ・元気はつらつ教室・いきいき百歳教室）	各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。	福祉課	
地域介護予防活動支援事業（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（いきいきふれあいサロン等）・世代間交流・老人クラブ活動）	○世代間交流 各小学校区単位で児童生徒と高齢者が料理教室や昔遊び等を通して交流することで、地域のつながりを強化します。	福祉課	社会福祉協議会 老人クラブ連合会 教育関係機関
	○ふれあいいきいきサロン 地域を拠点として、住民が主体となり身近な公民館などを利用し開催します。町内会及び関係機関と連携をしながら、介護予防並びに福祉コミュニティの活性化を図ります。	福祉課	
	○老人クラブ 地域につながるを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見出せる地域づくりを目指します。	福祉課	
社会教育（多様な学習活動や社会活動への支援）	参加者同士の交流を促進し、様々な町民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につなげます。 ○子ども会事業：子ども会講座、子ども会祭り、クリスマス集い、雪ん子教室、チャレンジショップ ○ろくのへ探検隊 ○九戸村交流事業 ○生涯学習フェスタ ○夢生学習塾 ○青年講座	教育課	教育関係機関
六戸町文化協会	加入している芸術文化関係団体等が、相互に交流を深め、地域での仲間づくりを促進します。	教育課	教育関係機関

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
学校・家庭・地域社会の連携支援	家庭や地域の教育力向上に向けた取り組みを推進するとともに、学校・家庭・地域社会が連携することで、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを図ります。 ○青少年健全育成町民会議 ○親子ふれあい事業 ○放課後こども教室推進事業	教育課	教育関係機関
子育て支援センターおよび児童館の活用	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。	福祉課	保育園
町内会活動	地域に住んでいる人たちがふれあいの場をつくり、互いに支え合いながら、安心・安全で住みよいまちを創り上げるために様々な活動を行うことで、地域での居場所づくりを促進します。	総務課	各町内会
公園管理	町民が利用しやすいだけでなく、町民が集える場所としての機能を果たすことができるよう、整備に努めます。	建設下水道課	各町内会
町営住宅の整備	若年層の定住促進、高齢者・障害者への配慮の視点を取り入れた、多様なニーズに対応した町営住宅の整備を検討します。町営住宅の居住者や入居申込者は生活困窮や低収入など生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、関係機関との連携を図りながら支援していきます。	建設下水道課	
農園キャンパス	営農指導員による栽培指導、収穫、植え付け体験等の実施を通し、住民が交流できる機会を提供します。	産業課	

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
図書館利用者数	7,087人	8,000人以上/年
一般介護予防事業	各事業1~4回/週	各事業1~4回/週
町内会加入率	61.1%	80%以上
町営住宅の整備状況に関する町民アンケートによる満足度	22.9% 令和元年度	「満足」「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合50%以上
コミュニティ活動や施設整備の状況に関する町民アンケートによる満足度	23.4% 令和元年度	「満足」「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合50%以上
子育て支援サービスの状況に関する町民アンケートによる満足度	23.5% 令和6年度	「満足」「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合50%以上

## ②自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も、専門的ケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要です。関係機関が有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図っていきます。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
二次医療圏との連携	上十三地域精神救急医療システム連絡調整委員会や上十三地域自殺総合対策ネットワーク会議にて地域の実情を把握するとともに、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行っていきます。	福祉課	保健所 医療機関 警察・消防
自殺未遂者ケア等に関する連携	自殺未遂者への精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、関係機関との連携体制の構築に向けた検討を行います。	福祉課	保健所 医療機関 警察・消防
メイプルミーティング	児童生徒の精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、情報交換や検討を行っていきます。	福祉課 教育課	教育関係機関

### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
会議回数	1回/年以上	1回/年以上
メイプルミーティング参加回数	1回/月	1回/月

## ③遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
二次医療圏との連携(再掲)	上十三地域精神救急医療システム連絡調整委員会や上十三地域自殺総合対策ネットワーク会議にて地域の実状を把握するとともに、遺族の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行っていきます。	福祉課	保健所 医療機関 警察・消防
死亡届出時の情報提供	死因は問わず死亡届に訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続等の情報を掲載したチラシを手渡しします。	福祉課 町民課	
つどいの案内	遺族が死別による悲嘆と向き合い回復の道を歩むために、青森県立精神保健福祉センターが主催している自死遺族のつどいをポスター展示や研修会等で紹介します。	福祉課	

### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
会議参加回数	1回/年以上	1回/年以上
死亡届出時のチラシの配布率	100%	100%

## (5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

### ①児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
SOSの出し方教育	児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進します。	福祉課 教育課	教育関係機関
子どもの人権に関する教育	六戸学園の児童・生徒を対象とした人権教室や子どもの人権SOSミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。	町民課	人権擁護委員

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
SOSの出し方教育開催回数	各小学校4年生 1回ずつ	前期・後期課程で 1回ずつ/年
アンケート結果にて「理解できた」と答えた割合	100%	90%以上
人権教室開催回数	各小中学校 1回ずつ	現状維持

### ②児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座（再掲）	児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら、相談支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	福祉課 教育課	教育関係機関
メイプルミーティング	児童生徒の精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、情報交換や検討を行っていきます。	福祉課 教育課	教育関係機関

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座開催回数	—	1回以上/年
アンケート結果にて「理解できた」と答えた割合	—	90%以上

## 2 重点施策

### (1) 高齢者

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。町では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

#### ① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
地域ケア会議（再掲）	地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実をはかり、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	福祉課	町内介護関係施設
地域連携	医療のみならず日常生活において病気や患者を支える家族に対しての相談を行い、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めます。また、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	診療所	町内医療機関

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
会議開催回数	5回/年	5回/年
高齢者福祉・介護サービスや施設設備の状況に関する町民アンケートによる満足度	29.9%	「満足」「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合50%以上

#### ② 地域における要介護者に対する支援

介護職員のみならず、かかりつけ医や他機関との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援提供を行っていきます。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護・福祉関係者で「在宅医療・介護連携」の課題についての対応策の検討を行い、地域の医療・介護サービス資源のまとめと、関係者及び町民への周知を図ります。また、高齢者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。	福祉課	町内介護関係施設

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
高齢者福祉・介護サービスや施設設備の状況に関する町民アンケートによる満足度	29.9%	「満足」「どちらかといえば満足」と回答した町民の割合50%以上

### ③高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していきます。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
こころのケアナースによる相談	こころのケアナース養成講座を受講した看護師・ケアマネージャー等が、住民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアにつなげます。	福祉課 診療所	町内医療機関 町内居宅介護支援事業所 介護保険サービス事業所
地区健康相談・健康教室	地域の公民館で開催する健康相談・健康教育の機会に、うつ病を含め、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行います。	福祉課	各地区組織
生活支援体制整備事業	要支援高齢者実態把握調査及び分析、協議会・委員会の開催、実務者ニーズ会議、生活支援パートナー養成講座を行いながら、町民が主体となって相互に支え合い、安心して暮らせる地域づくりを目指します。	福祉課	社会福祉協議会
認知症初期集中支援事業	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスに繋がるよう支援することで、本人や家族の心身の負担軽減を図ります。	福祉課	初期集中支援チーム
総合相談窓口	医療のみならず日常生活において病気と患者家族に対する相談を行い、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めます。	診療所	
行政相談・人権相談	行政相談員・人権擁護委員が、様々な相談を受け付ける中で、高齢者の異変に気づき、必要な場合には支援へつなげるための体制強化を図ります。	町民課	行政相談員 人権擁護委員
高額医療に関すること	当人や家族にとって負担が大きい高額医療に関する申請の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあつたりする場合には適切な機関につなぐ等の役割を担います。	町民課	

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
健康相談利用者数(延べ)	257人	300人
六戸町いのちのこころを支えるネットワークの手引活用による連携件数	5件/年	5件/年

#### ④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
一般介護予防事業（再掲）	各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図ります。参加者同士の交流を通し、心身における健康の保持増進を図ります。	福祉課	
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（再掲）	住民が主体となり公民館などを利用し、介護予防並びに地域コミュニティの活性化を図っていきます。	福祉課	社会福祉協議会
ろくのへ元気アップポイント事業	ポイント事業を利用し、各種講座や教室等への参加を促します。参加者同士の交流や生きがいを見出せるよう支援していきます。	福祉課 教育課	社会福祉協議会 各地区組織
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	健康状態不明者（前年度、医療機関受診歴、健診受診歴、介護サービス利用歴がない後期高齢者）に対し家庭訪問等を実施。健康状態の確認を行うと共に、必要に応じて関係機関につないでいきます。	福祉課	町内医療機関

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業参加者数（延べ）	1,084人	2,000人以上/年
ろくのへ元気アップポイント事業登録者数	登録者数 1,873名	2,000名

## (2)生活困窮者

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

- ①多分野多機関のネットワークの構築とそれに基づく相談支援
- ②生活困窮者対策と自殺対策の連動を図るための研修の開催
- ③生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	福祉課	社会福祉協議会 民生委員・児童委員 福祉事務所
生活困窮者自立相談支援(再掲)	青森県社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援をしていきます。	福祉課	社会福祉協議会 地域生活支援 センター

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
こころのケアナースによる相談(再掲)	こころのケアナース養成講座を受講した看護師・ケアマネージャー等が、住民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアにつなげます。	福祉課 診療所	町内医療機関 町内居宅介護支援事業所 介護保険サービス事業所
無料法律相談	消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。また、相談の際に相談窓口を掲載したチラシを配布し、相談先情報の周知に努めます。	産業課	法律関係機関
りんごネットワーク(再掲)	青森りんごの会と共催し、弁護士や保健師などがチームとなって、「借金とこころの無料相談会」を開催します。心のケアや生活再建に向けた様々な相談に応じます。	福祉課	法律関係機関
総合相談窓口(再掲)	医療のみならず日常生活において病気や病気の患者を支える家族に対する相談を行い、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めます。	診療所	
年金相談	年金に関する相談を随時窓口で受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつながられる体制づくりを進めます。	町民課 農業委員会	労働関係機関
各種納付相談	各種税金や保険料の支払い等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談をし、随時窓口で受け付けます。「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作ります。	福祉課 町民課 税務課	

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
六戸町のいのちところを支えるネットワークの手引活用による連携件数	5件/年	5件/年

### (3)勤務・経営

町では働き盛りの男性における自殺が課題となっています。特に働き盛りの男性は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気、親の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

このことから、自殺対策を「生きる支援」ととらえ、自殺の危機経路に即した対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。

- ①長時間労働の是正
- ②職場のメンタルヘルス対策の推進
- ③ハラスメント防止対策
- ④経営者に対する相談事業の実施等

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
労働者の実態把握	商工会、事業所、農業経営者等に対するアンケート調査の実施を検討します。	福祉課 産業課	十和田基準監督署 上北労働基準協会 町商工会 おいらせ農業 協同組合
ICTを活用した自殺対策（こころの体温計）（再掲）	携帯電話やインターネットを使って、気軽に自分や身近な方の心の健康状態を確認できると共に、悩みに応じた相談窓口の周知を図ります。	福祉課	十和田基準監督署 上北労働基準協会 町商工会 おいらせ農業 協同組合
こころのケアナースによる相談（再掲）	こころのケアナース養成講座を受講した看護師・ケアマネージャー等が、住民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアにつなげます。	福祉課 診療所	町内医療機関 町内居宅介護支援 事業所 介護保険サービス 事業所 労働関係機関
健康教室	労働基準監督署や産業保健センターと連携した協力事業所や商工会、また、庁内においても職員を対象とした健康教育の実施を検討していきます。	福祉課 総務課	十和田基準監督署 上北労働基準協会 町商工会 おいらせ農業 協同組合
自然災害被害相談窓口	夏季期間における、低温、日照不足による農産物被害について相談窓口を設置し、被害状況を確認します。六戸町の主要産業である農業による収入が減少することは経済的な問題に発展するため、農協等その他機関と協働し、対策を講じることで、問題の発生防止に努めます。	産業課	おいらせ農業 協同組合 農業委員会 町農業後継者の会
家族経営協定	平等な経営参画を保障するため、農業経営に関わる労働時間、労働報酬、経営委譲に関するもの、生活経営に関する家事労働、家計費、資産の譲渡相続等の相談を実施します。農業経営に係る様々な問題の早期発見により、適切な支援機関へつなぎます。	農業委 員会	農業委員会 町農業後継者の会

#### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
健康教室の開催	0回	健康教室 1回以上/年
労働者の実態把握のためのアンケート調査の実施	1回	1回以上/年

#### (4)子ども・若者

子ども・若年層に向けて相談窓口の情報発信をすることや、小さい時期から「相談できる」「相談している」という、困ったときに援助を求める行動がとれるように子どもたちと関わり、働きかけていくことが重要です。

悩みを抱えた子ども・若年層が相談できるよう、教育機関や家庭・地域がゲートキーパーの役割を担える仕組みづくりと併せ、保護者に対する相談支援の推進に取り組みます。

- ①子どもの家庭問題・悩みごと相談
- ②いじめや不登校での悩みごと相談・支援
- ③若者の抱えやすい課題に着目した支援の充実と孤立予防

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
SOS の出し方教育 (再掲)	児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方を学ぶための教育を推進します。	福祉課 教育課	教育関係機関
子どもの人権に関する 教育 (再掲)	六戸学園の児童・生徒を対象とした人権教室や子どもの人権 SOS ミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。	町民課	人権擁護委員
学校教育関係者に対する ゲートキーパー養成 講座 (再掲)	児童生徒が発信する SOS のサインに気づき、見守りながら、相談支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。	福祉課 教育課	教育関係機関
児童生徒の支援体制の 強化 (再掲)	不登校やいじめ等問題行動およびハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を促進するため、関係課が連携し、包括的・継続的に支援します。	福祉課 教育課	教育関係機関
要保護児童対策地域協 議会 (再掲)	虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	福祉課 教育課	警察 児童相談所 町内医療機関 教育関係機関 民生委員児童委員 保育園
いじめ問題対策連絡協 議会 (再掲)	いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために情報交換を行います。また、児童・生徒の自殺の実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた児童・生徒の早期発見と支援を推進します。	教育課	消防・警察 町内医療機関 教育関係機関 民生委員児童委員
成人式での啓発 (再掲)	相談窓口の一覧等について資料等を配布し、周知します。	福祉課 教育課	教育関係機関
悩みを抱えた若年層へ の個別支援強化	若年層の抱える様々な問題（不登校、就労問題、ひきこもり等）に対し、広域の専門機関を活用し、本人・家族への個別支援に取り組んでいきます。	福祉課	青森県ひきこもり 地域支援センター 社会福祉協議会 民生委員児童委員
メイプルミーティング (再掲)	児童生徒の精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、情報交換や検討を行っていきます。	福祉課 教育課	教育関係機関

【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
SOS の出し方教育開催回数	各小学校4年生1回ずつ	前期・後期課程で 1回ずつ/年
学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座開催回数	1回以上/年	1回以上/年
成人式での啓発	1回/年	1回/年

## (5)女性

新たな自殺総合対策大綱では、「女性の自殺対策を更に推進する」という重点施策が追加されました。

本町でも女性の自殺対策を重点施策と捉え、妊産婦の支援をはじめ、女性特有の視点も踏まえた相談体制の整備や健康週間における教育の実施を推進していきます。

- ①妊産婦及び子育てをする女性への支援の充実
- ②困難な問題を抱える女性への支援
- ③女性特有の健康教育の充実

事業名	事業内容	担当課	関連協力団体
妊産婦への支援、子育て期への女性・その家族への支援	①子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から出産、子育て期へと、助産師や保健師などによる切れ目のない支援を提供します。 ②母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うことで、虐待の予防や、個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応ができるよう、相談支援体制強化を行います。 ③子育て支援センターと連携し、子育てに関する相談やりフレッシュできるイベントを行い、子育て期の親子の居場所づくりを目指します。	福祉課	警察 町内医療機関 教育関係機関 民生委員児童委員 保育園
配偶者暴力防止に関する相談	困難な問題を抱える女性への対応を行い、適切な機関への案内、助言等を行います。	福祉課	女性相談所 警察
女性の健康週間での普及啓発	女性特有の心身の変化・不調に対し、正しい知識を学び、適切な自己管理ができるよう、普及啓発します。	福祉課	

### 【評価指標】

事業名	令和5年度 現状値	令和11年度までの目標値
母子健康手帳交付時の保健指導	—	100%
ケアプラン作成率	—	100%
乳幼児健診受診率	98.5%	100%
「女性の健康週間」における健康教育の実施	年1回	年1回

### 3 生きる支援関連施策

自殺対策は『生きることの包括的な支援』であるとの視点から、5つの基本施策および5つの重点施策に位置付けた事業のほかに、庁内において既に行われている様々な事業を『生きることを支える取り組み』とし、関連あるものとして分類・掲載しました。

各課の事業で住民と関わる際、もし悩んでいる人に【気づき】、必要に応じて関係者に紹介し問題解決にあたる必要がある場合においては、『六戸町のちとこころのネットワークの手引き』を活用しながら、相手の話を【聴き】、関係部署に【つなぐ】役割を、1人1人が担っていくことが望まれます。

この他にも数多くの事業がありますが、あらゆる機会を捉え、自殺対策に取り組んでいきます。

担当課	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	手引き活用	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	女性	
福祉課	シルバー人材センターとの契約、運営事務	▼就労は、経済面・精神面に大きな関係性があり、関係者間で情報を共有することにより、有効な自殺対策にもなり得る。	●	●			●		●	●	●		
	日本赤十字区分区・奉仕団運営事務	▼住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	●	●	●	●	●					●	
	各種手帳申請・交付・受付事務 ・精神障害者保健福祉手帳申請受付事務 ・愛護手帳・身体障害者手帳申請、交付事務	▼申請に際し、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●									
	各種手当申請事務 ・特別障害者（障害児福祉）手当申請事務 ・特別児童扶養手当申請事務	▼障害児を養育・監護している世帯は経済的・精神的負担が大きく、自殺リスクも高まる可能性があり、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●									
	自立支援医療（精神通院）申請受付事務	▼申請に際し、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●									
	自立支援医療費（更生・育成）給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●									
	障害福祉サービス費給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼障害支援区分認定調査・概況調査による情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、接触時のアプローチにより、生きることへの包括的支援（自殺対策）の拡充を図ることができる。	●	●									
	障害児通所給付費給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●									
	地域生活支援事業（日常生活用具の給付・相談支援事業）	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●									
	障害者虐待への対応	▼虐待への対応を糸口に、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつなぐ接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。	●	●		●	●						
	身体障害者相談員	▼自殺対策の情報交換の場を設けることにより、対象者への問題啓発と研修機会となり得る。	●	●	●	●							
	身体障害者巡回診査	▼介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援の強化を図ることができる。	●	●									
	身体障害者・児補装具給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●									
	保育所業務に関すること	▼申請に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●	●			●					●
	学童保育所業務に関すること	▼申請に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●	●			●					●
	乳幼児医療給付・子ども医療費助成事業	▼給付・助成に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●									●

担当課	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	手引き活用	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	女性
福祉課	重度心身障害者医療費支給事業	▼給付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●								
	母子・寡婦福祉に関する相談	▼相談者の中では、生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ▼相談の際に問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。	●	●			●	●		●		●
	ひとり親家庭等医療費支給事業	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	●	●			●	●		●		●
	児童手当支給事務	▼資格喪失（転出）に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●				●				●
	児童扶養手当申請受付	▼受付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	●	●			●	●		●		●
	児童家庭相談	▼児童虐待が発生する状況下では、その家庭そのものの自殺リスクを上昇させる。 ▼相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。	●	●		●	●	●		●		●
	思春期教室	▼本教室への参加機会を捉えて、命の大切さや性について学び、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	●	●		●		●				●
	ふれあい体験学習	▼本教室への参加機会を捉えて、命の大切さや性について学び、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	●	●		●		●				●
	母子健康手帳交付	▼面談時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●	●		●		●				●
	電子母子手帳アプリ	▼子育てに必要な情報を取得できることにより、安心して出産・子育てできる環境づくりを推進することで、自殺対策に資するものとなり得る。				●		●				●
	ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	▼申請時など本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●	●				●		●		●
	産後ケア事業	▼事業利用時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●	●				●				●
	各種健康診査 ・4・12か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児健康診査 ・1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査、5歳児事後指導	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●	●		●		●				●
	各種委託健康診査 ・妊婦、妊婦歯科、産婦、乳児	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●	●		●		●				●
	妊産婦・新生児等訪問指導	▼面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●	●		●		●				●
	養育医療に関する事務	▼育児に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。	●	●				●		●		●
	人間ドックに関する事務	▼健康づくりに向けた施策との連動性を高めていくことで、生きることの包括的支援（自殺対策）の拡充を図ることができる。	●	●		●						
	特定健診・特定保健指導	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことで、専門機関による支援への接点となり得る。 ▼健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。	●	●		●						
	学校保健会委員	▼関係機関にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ等の対応を強化できる。	●	●	●	●		●				
	国保訪問指導 （重複・多受診者訪問）	▼医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い可能性がある。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取り把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	●	●		●						
精神障害者地域家族会 「山ざくらの会」活動事務	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●	●	●	●						

担当課	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	手引き活用	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	女性	
福祉課	母子保健推進員研修 保健協力員研修会	▼会議の開催を通じて、自殺対策の情報共有や関係者同士の連携を深めることにより、問題啓発と研修機会となり得る。	●	●	●	●						●	
	窓口・電話相談	▼相談者の中で、自殺リスクが高い者に対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●	●		●		●	●	●	●	●	
	健診結果説明会	▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●		●							●
	健康講座	▼講座において、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●	●							●
	家庭訪問	▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●		●		●	●	●	●	●	●
	各種がん検診・結核検診事業	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。	●	●		●							●
	がん検診精密検査費用 助成事業	▼健康や経済的な視点から、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。	●	●						●			●
	栄養改善・食育の推進業務に関する こと	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●	●	●		●	●	●			●
	食生活改善推進員活動事務・ 食生活改善推進員養成講座	▼推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。	●	●	●	●		●					●
	介護保険料（第1号被保険者） の賦課・徴収に関する 事務	▼期限までに納税できない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、潜在的なハイリスク層を把握する上での一手段となり得る。つなぐべき支援先や支援策を、職員に周知しておく必要がある。	●	●					●	●			●
	介護保険事業運営協議会	▼協議会の中で、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●	●			●				
	介護給付・要介護認定（調査） に関する こと	▼介護は当人や家族にとっての負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 ▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援（自殺対策）へつながり得る。	●	●					●				
	介護保険被保険者の資格管理に に関する こと	▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援（自殺対策）へつながり得る。	●	●					●				
	災害時要援護者支援に関する こと	▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援（自殺対策）へつながり得る。	●	●					●				
	高齢者台帳整備に関する こと	▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援（自殺対策）へつながり得る。	●	●					●				
	地域支援事業総合事業に関する こと	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●	●			●				
	認知症総合支援事業	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●	●			●				
	緊急通報装置給付等事業	▼手続きの中で、当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●	●				●	●				
	認知症サポーター養成講座	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もある。▼地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	●	●	●	●	●		●				
	高齢者虐待への対応	▼対応者に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●	●	●		●				
介護支援専門員に関する こと（ケアマネジメント支援）	▼専門職員に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●				●					

担当課	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	手引き活用	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	女性	
福祉課	介護予防ケアマネジメント	▼要介護の当事者やその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。▼介護職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点を持ち、適切な機関へつなぐ等の対応の強化につながる可能性がある。▼介護は従事者にかかる負担も大きいため、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者（介護職）への支援の充実に向けた施策にもなり得る。	●	●	●	●			●				
	福祉用具購入及び住宅改修に関すること	▼手続きの中で、当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●	●			●		●				
	介護支援専門員連絡会議	▼専門職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。▼協議会の中で、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●	●			●				
	認知症初期集中支援事業	▼職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。▼協議会の中で、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることができれば、住民へ寄与できる可能性がある。	●	●	●	●	●		●				
	認知症地域支援推進員の配置と活動PR	▼推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。▼各種相談窓口等をPRすることにより、住民への周知拡充を図ることができる。	●	●	●	●	●		●				
	もの忘れ検診	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●		●			●				
	成年後見制度利用支援事業	▼当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●			●		●				
町民課	後期高齢者医療保険料の賦課、徴収に関する事務	▼保険料等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●	●					●	●			
	人権啓発事務	▼町内各小・中学生を対象とした、いじめ等に関する人権教室、イベント等での自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。また、人権擁護委員や行政相談員が自殺対策の知識をもつことで、相談業務だけでなく、関係機関へつなぐ役割を期待できる。	●	●	●	●		●	●			●	
	国保趣旨普及に関する事務	▼保険料等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●	●						●			
	資格確認発行に関する事務	▼保険料等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●	●						●			
	出産育児一時金、葬祭費に関する事務	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へつなぐ機会として活用し得る。	●	●			●						
	交通安全に関する事務	▼会員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、地域での気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	●	●	●								●
	消防関係事務	▼自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	●	●	●		●						
総務課	防犯に関する事務	▼自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	●	●	●		●						
	住民の要望や苦情等の処理事務	▼自殺対策の視点について理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●	●									
	人事に関する事務	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。											●
	庁議等に関する事務	▼自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。		●									●
	職員の服務に関する事務	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。											●

担当課	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	手引き活用	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	女性
総務課	職員の研修に関する事務	▼自殺対策に関する研修を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	●	●	●	●					●	
	職員の衛生管理及び福利厚生に関すること	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。									●	
	犯罪被害者等支援に関する事務	▼相談内容に応じて庁内関係機関で対応するほか、県や警察、犯罪被害者支援センターなどと連携し支援していくことで、犯罪被害者等が安全・安心して暮らすことができることにつながる。	●	●			●					●
税務課	町・県民税の賦課に必要な調査	▼生活保護受給者や障害者等は、経済面だけでなく健康面での問題を抱えていることが多い。それらが原因の自殺を防ぐためにも、担当者が自殺対策の視点を持ち対応することで、リスク軽減や早期対応が期待できる。	●	●						●		
	町税・国保税の徴収及び滞納整理事務	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況に陥りやすい可能性がある。そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなぐことで、リスク軽減や早期対応が期待できる。▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●						●		
農政課	人・農地問題解決推進事業	▼経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。	●	●							●	
	農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金）	▼若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）でもある。また就労に関する問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援（自殺対策）にもなり得る。	●	●						●	●	
	農業後継者の会・農村青少年クラブ連絡協議会の育成、指導に関すること	▼ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、指導・助言の機会に自殺リスクのありそうな生産者から相談を受けた場合には、適切な相談機関につなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	●	●	●	●						
	その他農家の経営安定のための資金相談	▼資金相談時に、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となり得る。	●	●							●	●
まちづくり推進課	消費生活対策事務	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	●	●						●		
	道の駅「ろくのへ」に関すること	▼テーマに即した連携が可能であれば、自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連する講演や、ブースの展示、資料の配布などを行うことで、住民への啓発の機会となり得る。▼憩いの場として利用できるため、自殺予防につながることもあり得る。		●		●	●					
	商工業の制度資金（事業活動応援資金・未来を変える挑戦資金）	▼経営上の様々な課題や自殺のリスクとなりがちな問題等の相談を受けた際には、その職員が気づき役、つなぎ役としての役割を担うことでその他の問題も含めて支援につなげられる可能性がある。▼制度活用により、事業発展はもとより、事業主の負担や不安を和らげることができる。	●	●						●	●	
建設下水道課	信用保証協会（資金貸付保証事業）	▼経営上の様々な課題に関して、あるいは自殺のリスクとなりがちな問題等を相談を受けた際には、その職員が気づき役、つなぎ役としての役割を担うことでその他の問題も含めて支援につなげられる可能性がある。▼制度活用により、事業発展はもとより、事業主の負担や不安を和らげることができる。	●	●						●	●	
	下水道事業受益者負担金の賦課徴収事業	▼問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対し、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができ得る。	●	●						●		
	道路・橋梁及び河川新設改良工事事業	▼自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てをとり得る。	●	●			●					
	道路・橋梁及び河川維持管理事業	▼パトロールや苦情対応等において、気になる人を把握したり、ハイリスク者を把握する機会となり得る。自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てをとり得る。	●	●			●					
	県単要望	▼相談を受けた職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●								
	交通安全施設事業	▼自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てをとり得る。	●	●			●					
	空き家対策事業	▼相談を受けた職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●								

担当課	事業名（事務内容）	自殺対策の視点からの事業の捉え方	手引き活用	ネット強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子ども・若者対策	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	女性	
教育課	教育相談及び適応指導に関する事務	▼様々な課題を抱えた児童生徒自身、及び保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。スクールソーシャルワーカー等の関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●	●				●					
	生徒指導、進路指導及び健康安全に関する事務	▼問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。▼教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。	●	●				●					
	教科、領域生徒指導、進路指導及び健康安全に関する事務	▼題材の選定が可能ならば、SOSの出し方教育などをこの枠で行うことで、児童生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。			●			●					
	教育支援委員会	▼特別な支援を様する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を関係機関が連携し、その保護者の相談にも応じることにより、児童生徒の困難の軽減や保護者の負担感の軽減にも寄与し得る。	●	●				●	●				
	児童及び生徒の事故並びに非行の届け出に関する事務	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。▼スクールソーシャルワーカー等関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●	●				●					
	学校教育についての調査及び研究に関する事務	▼不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。▼そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。	●	●				●					
	六戸町教育大綱の策定	▼施策の一つとしていじめ行為の未然防止と早期発見・早期対応があり、子ども・若者の自殺対策に関する内容を反映させられる可能性がある。		●				●					
	町連合PTA	▼自殺問題等について講演会を行うことにより、保護者の中で子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができ得る。また、保護者自身が問題を抱えた際の相談先情報提供にも寄与し得る。	●	●	●	●		●					
	巡回教育相談に関する事務	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、早期の問題発見・対応が可能となる。	●	●				●					
	教育行政相談	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、早期の問題発見・対応が可能となる。	●	●				●					
	学校教育活動支援相談員事業	▼学校教育活動支援相談員に自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、相談対応の強化につながり得る。	●	●	●			●					
	六戸町就学援助制度	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にも家庭内に様々な問題を抱えていたり保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。家庭状況に関する聞き取りを行うことでリスクの早期発見と対応が可能となる。	●	●				●		●			
	農業委員会	農地移動適正化あっせん事業	▼農地を売りたい、貸したい人の中には経済的に困窮した人も含まれる可能性がある。自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●	●						●	●	
		競（公）売買受適格者証明	▼農地が競売に係った理由を把握できる可能性がある。自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●	●						●	●	
診療所	未納整理	▼医療費滞納者の中には生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●	●						●			
	在宅診療	▼本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。	●	●									



# 第5章

## 自殺対策の推進体制等



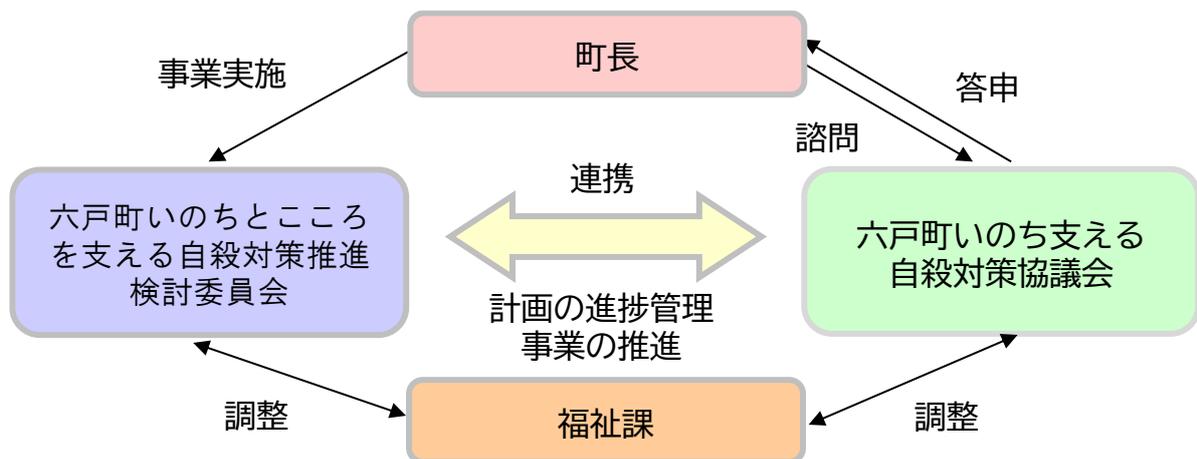
## 第5章 自殺対策の推進体制等

### 1 自殺対策組織の関係図

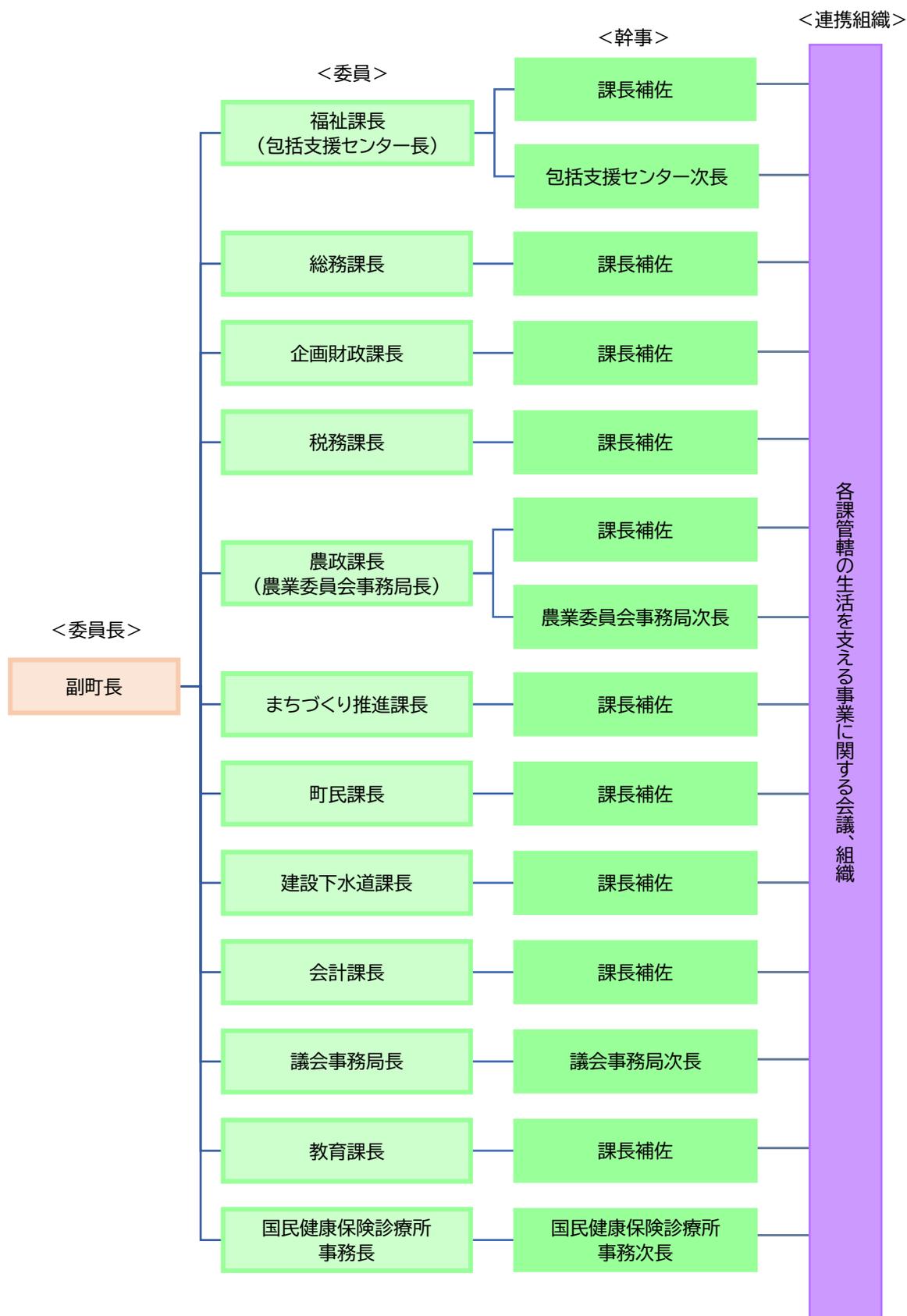
「六戸町いのちとこころを支える自殺対策推進検討委員会」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する「六戸町いのち支える自殺対策協議会」において、関係機関等との連携を強化し、社会全体での取り組みを推進します。

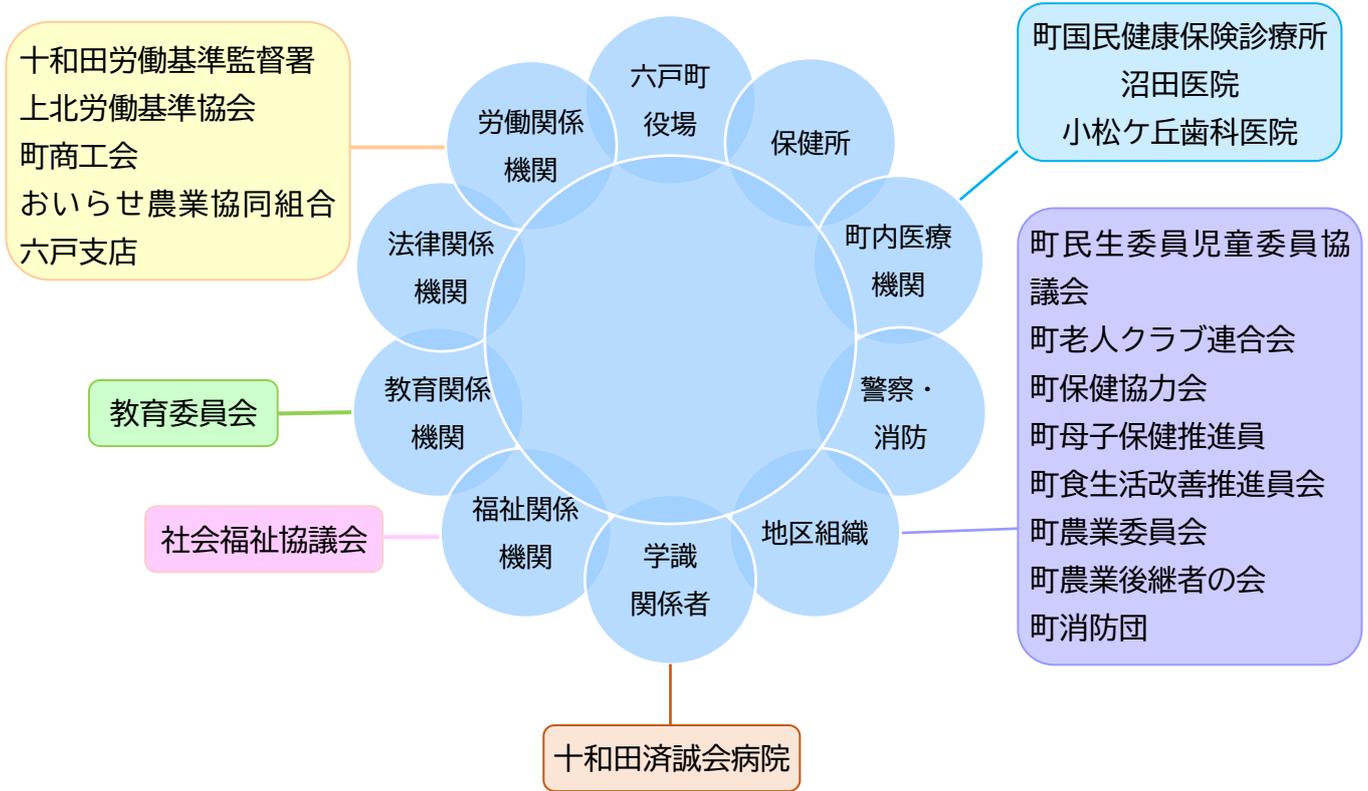
本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、六戸町いのちとこころを支える自殺対策推進検討委員会において PDCA サイクルによる評価を実施し、六戸町いのち支える自殺対策協議会での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



■「六戸町いのちとこころを支える自殺対策推進検討委員会」



「六戸町いのち支える自殺対策協議会」



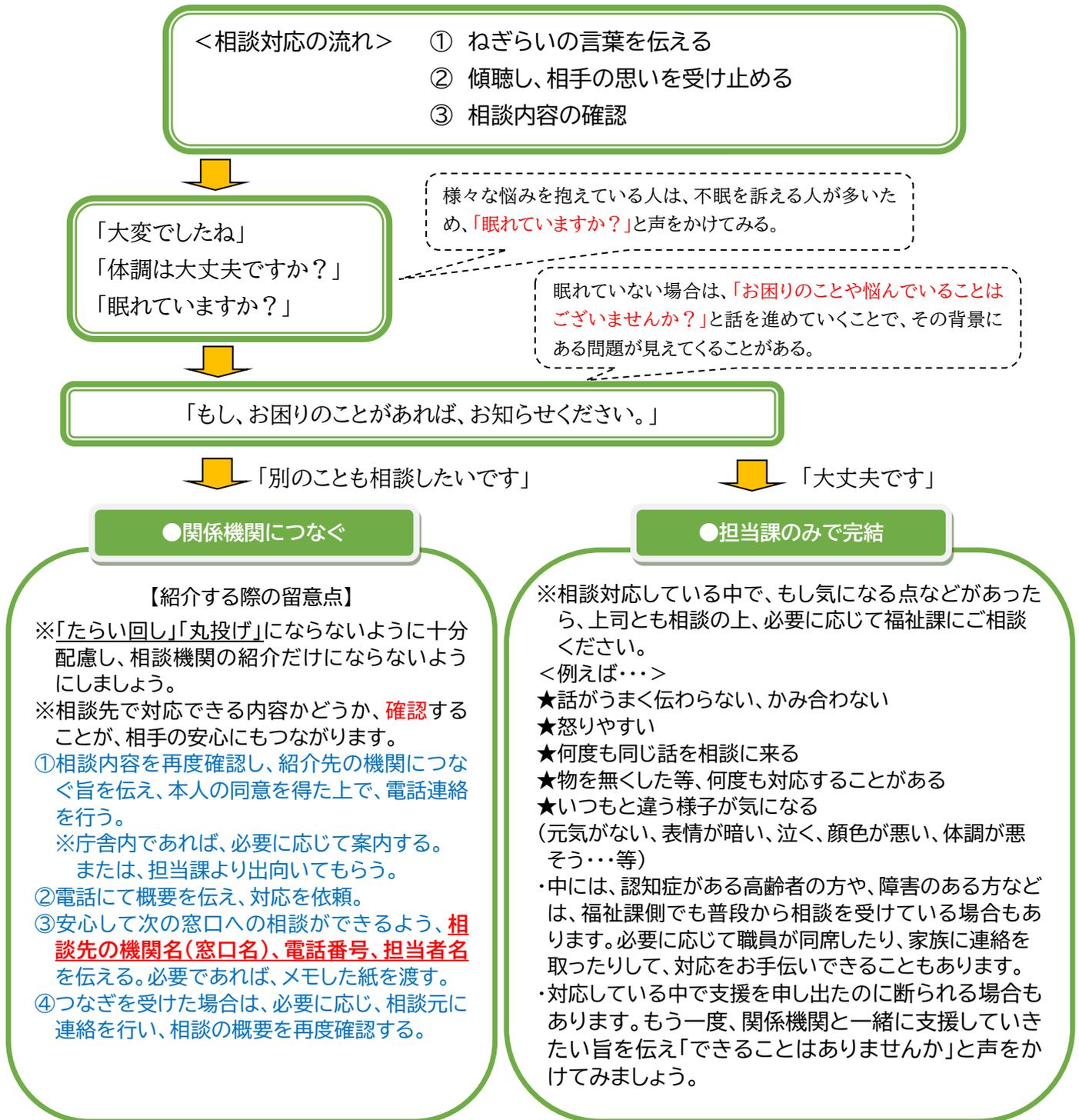


# 資料編



# 資料編

## 六戸町のちとこころを支えるネットワークの手引き



窓口に来る人の中には、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したら良いかわからない人、相談内容をたくさん抱えている人など、様々な人がいます。高齢者の場合だと、もしかしたら認知症の可能性も考えられます。

相手の話を聞きながら、その様子を観察し、必要な時には協力しながら、問題解決のために一緒に対応できればと思います。

… 主な相談窓口 …

内容	相談窓口	電話番号	備考
消費者問題等 悪徳商法に関する相談	まちづくり推進課	(55)2411 内線233	
生活保護、福祉サービスに 関する相談	福祉課	(55)4493 内線134	
生活、福祉に関する心配 困りごと相談	社会福祉協議会	(55)2943	
高齢者の介護等に 関する相談	地域包括 支援センター	(27)6688 内線195、196	
心の悩み、健康上の相談 子育てに関する相談	福祉課	(55)4597 内線131、132	
どこに相談していいのかわからない	福祉課	(55)4597 内線131、132	

六戸町のちとこころを支えるネットワークの手引きについて

●背景および目的

自殺の背景には、様々な「危機要因」が潜んでおり、それらが連鎖しながら自殺の危機経路を形成している。そのため、相談者の複雑かつ多様な相談ニーズに対し、各種相談窓口が連携して適切に応えられるネットワークが必要である。

日々の業務において、認知症と思われる方への対応や、中には障害のある方など、一見窓口対応している中で気づきにくい、それが分からず対応に苦慮する状況も見られている。その場合、根本的な原因に気づき、関係課と連携して対応することが必要である。

過去に上十三保健所で作成した「上十三地域自殺総合対策ネットワークの手引き」を参考に、支援が必要な人をつないでいくことを目的とし作成したものである。

●方法

- ・職員を対象としたゲートキーパー研修等において、主旨を説明。
- ・手引きを活用した窓口対応を参考に、全職員が一貫した対応を行う。

また、青森県障害福祉課が作成した「こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧」も併せて活用。

# 自殺対策基本法

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

### (事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

### (国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## 六戸町いのちとこころを支える自殺対策推進検討委員会設置要綱

平成二十九年十一月七日

告示第八十号

### (設置)

第一条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、六戸町いのちとこころを支える自殺対策推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第二条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- 二 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- 三 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- 四 その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

### (組織)

第三条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、福祉課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表一に掲げる者をもって充てる。

### (運営)

第四条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第五条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第二条各号に掲げる委員会の所掌事項について検討を行い、委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、福祉課長をもって充て、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 5 副幹事長は、福祉課次長をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は、別表二に掲げる者をもって充てる。
- 7 幹事長は、前項に定める幹事のほか、必要と認めるときは臨時の幹事を指名することができる。

### (部会)

第六条 委員長は、委員会の運営を補佐するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

### (庶務)

第七条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成二十九年十一月七日から施行する。

附 則(令和三年三月一五日告示第一四号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

別表一(第三条関係)

- 一 総務課長
- 二 企画財政課長
- 三 税務課長
- 四 農政課長
- 五 まちづくり推進課長
- 六 町民課長
- 七 福祉課長
- 八 建設下水道課長
- 九 会計課長
- 十 議会事務局長
- 十一 教育課長
- 十二 国民健康保険診療所事務局長

別表二(第三条関係)

- 一 福祉課長
- 二 福祉課次長
- 三 福祉課長補佐
- 四 総務課長補佐
- 五 企画財政課長補佐
- 六 税務課長補佐
- 七 農政課長補佐
- 八 農業委員会次長
- 九 まちづくり推進課長補佐
- 十 町民課長補佐
- 十一 建設下水道課長補佐
- 十二 会計課長補佐
- 十三 議会事務局次長
- 十四 教育課長補佐
- 十五 国民健康保険診療所事務局次長

## 六戸町いのち支える自殺対策協議会設置要綱

平成30年1月31日

告示第95号

### (設置)

第1条 自殺対策基本法に基づき、町民がこころの健康づくりの大切さを意識し、自身の問題のみならず、町全体の問題としてお互いに支え合っていく仕組みづくりをめざし、各関係機関・団体と連携し、自殺対策計画策定及び総合的な自殺対策の推進のため、六戸町いのち支える自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 協議会は、次に各号に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1)六戸町自殺対策計画策定及び進行管理に関する事
  - (2)自殺対策における関係機関・団体の連携及び推進に関する事
  - (3)その他自殺対策に関し協議会が必要と認める事項に関する事
- (構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が指名する委員をもって構成する。

- (1)保健・医療・福祉関係機関
- (2)警察・消防機関
- (3)教育関係機関
- (4)労働関係機関
- (5)法律関係機関
- (6)地域代表
- (7)学識経験者

2 委員の任期は委嘱した日から二年目の年度末とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員は前任者の残任期間とする。

3 公職による委員及び各団体の代表委員は、その職を失したときは、委員の資格を失うものとする。

### (役員)

第4条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 協議会に出席する者は、会議及び業務上知り得た秘密はすべて、これを他に漏らしてはならない。協議会の構成員及び関係者でなくなった後においても同様とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は福祉課に置く。

(補足)

第7条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

この告示は、平成30年1月31日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。

(令和4年8月30日告示第94号)

## 六戸町いのち支える自殺対策協議会委員名簿

任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日

No	構成機関区分	構成機関	職名	氏名
1	保健・医療・福祉 関係機関	上北地域県民局地域健康福祉部 保健総室	保健総室長	鈴木 豊
2		六戸町国民健康保険診療所	所長	松山 淳
3		沼田医院	院長	沼田 知明
4		小松ヶ丘歯科医院	院長	成田 正樹
5		六戸町社会福祉協議会	事務局長	田中 由加子
6		社会福祉法人 光龍会 ひのでこども園	理事長	長嶺 きみ
7	警察・消防機関	十和田警察署 生活安全課	生活安全課長	對馬 勇氣
8		六戸消防署	署長	氣田 安裕
9	教育関係機関	六戸町教育委員会	教育長	瀧口 孝之
10	労働関係機関	十和田労働基準監督署	署長	新田 良晴
11		六戸町商工会	副会長	吉田 卓哉
12		おいらせ農業協同組合 六戸支店	支店長	高橋 俊明
13		六戸町商工会 建設工業部会	建設工業部会長	新田 明信
14	法律関係機関	弁護士法人十枝内総合法律事務所	弁護士	十枝内 亘
15	地域代表	六戸町民生委員児童委員協議会	会長	鈴木 愛子
16		六戸シニアクラブ	会計	伊沢 義隆
17		六戸町保健協力会	会長	中澤 早苗
18		六戸町母子保健推進員会	代表	佐藤 弘子
19		六戸町食生活改善推進員会	会長	瀬川 妙子
20		六戸町農業委員会	委員	斎藤 正
21		おいらせ農業協同組合青年部 六戸地区	部長	長根 淳一
22		六戸町消防団	本団付分団長	坂岡 正晴
23	学識経験者	十和田済誠会病院	統括	田中 淳一

## 第2次いのち支える六戸町自殺対策行動計画

発 行 2025（令和7）年3月

編 集 六戸町 福祉課

〒039-2392 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 60 番地

電 話 0176-55-3111 F A X 0176-55-3031

H P <http://www.town.rokunohe.aomori.jp>